②休業損害に係る求償を行った後の場合（休業損害額の重複計上を避けるための取扱い）

損害額＝給付基礎日額×365 ×傷病(補償) 年金に移行した日の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数（P. 95 表４）

エ　事業主が賃金を支払っている場合の休業損害の取扱い

第一当事者が療養のために休業している期間に対して事業主が賃金を支払っている場合には、第一当事者にはそもそも休業に関する逸失利益は生じていないため、当該部分については休業損害はないものとして取り扱うこと。

これは待期期間の３日分についても同様である。すなわち、業務災害の場合、事業主が待機期間分について災害補償を行い、休業に関する逸失利益は生じていないものと扱うため、例えば労災の休業日数が待機期間３日分を差し引いて 100 日となる場合、損害額計上時にも同様に 100 日を用いる。一方、通勤災害の場合、事業主が待機期間中について災害補償を行う必要がないことから、休業に関する逸失利益が生じているものと扱い、休業日数から３日を差し引くことなく損害額を算定する。上記の例では、労災の休業日数が待機期間３日分を差し引いて 100 日となる場合であっても、損害額計上時には３日分を差し引くことなく 103 日を用いる。

なお、損害額算定に当たっては、業務災害、通勤災害にかかわらず、実際に待機期間分の逸失利益を事業主が填補しているかどうかを確認する必要はない。

(3)　障害による損害

治ゆ後において身体に障害が残ったため、従前の労働能力を喪失し又は労働能力が減少した場合には、これによって喪失し又は減少した得べかりし利益について損害賠償を請求できるが、この場合の損失は次により算出すること。

なお、給付基礎日額が労災保険法第９条第１項第４号の規定による最低保障額の適用を受けた場合の取扱いは、上記(2)のアと同様である。

損害額＝給付基礎日額×365×労働能力喪失率
×治ゆ時の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数（P. 95 表４）

労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率	障害等級	労働能力喪失率
第１級	100/100	第８級	45/100
第２級	100/100	第９級	35/100
第３級	100/100	第 10 級	27/100
第４級	92/100	第 11 級	20/100
第５級	79/100	第 12 級	14/100
第６級	67/100	第 13 級	9/100
第７級	56/100	第 14 級	5/100

ア　労働能力の喪失又は減少による損害が具体的に生じていないと認められる場合

第一当事者が障害（補償）給付を受けた後においても従前の労務に引き続き服し得て実際に収入減が生じていない等の理由により、治ゆ後に当該身体障害に基づく労働能力の喪失又は減少による損害が具体的に生じないと認められる場合には、当該身体障害による喪失し又は減少した得べかりし利益は生じないものとして取り扱うこと。

イ　傷病（補償）年金の取扱いに係る留意事項

傷病（補償）年金受給者について保険会社が症状固定を主張し、後遺障害に関する損害として保険金を支払いたい旨の申出があった場合についても、傷病（補償）年金は、休業（補償）給付に代えて支給しているものであるから、後遺障害に関する損害項目とは性質が異なるため、後遺障害に関する項目との支給調整は行わないことに留意すること。

(4)　死亡による損害

第一当事者が死亡したことに伴い遺族（補償）給付の受給権者が取得する損害賠償請求権は、第一当事者が死亡したため将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害のうち、当該受給権者が相続により承継したもの及び第一当事者が死亡したために将来に向かって第一当事者から当該受給権者が扶養を受けられなくなったことによる損害に係るもの（被扶養利益等）並びに葬祭に要した費用（葬儀費）により構成される。

ア　死亡による逸失利益

死亡による逸失利益は、次により算出すること。

なお、給付基礎日額が労災保険法第９条第１項第４号の規定による最低保障額の適用を受けた場合の取扱いは、上記(2)のアと同様である。

損害額＝（給付基礎日額×365－死亡した第一当事者本人の生活費） ×死亡第一当事者の死亡日の年齢に応じる就労可能年数に対応する 新ホフマン係数（P.95 表４）×受給権者の民法上の法定相続割合

(ｱ)　死亡した第一当事者本人の生活費

死亡した第一当事者本人の生活費は、通常は立証困難であることから、判決、示談書等において当該額が明示されている場合を除き、被扶養者がいるときは収入額（給付基礎日額×365 日）の 35％を、被扶養者がいないときには収入額の 50％を死亡した第一当事者本人の生活費とすること。

(ｲ)　法定相続人と年金受給権者が異なる場合

労災保険の年金受給権者が民法上の相続人とならない場合には、一般的に年金受給者には第二当事者等に対する損害賠償請求権は生じていないことから、第三者行為災害には該当しないため、求償を行う必要はない。

ただし、年金受給権者に第二当事者等に対する損害賠償請求権が部分的にでも認められる場合においては、当然、その限りにおいて求償を行うことになる。

(ｳ)　年金受給者が転給により変更になった場合

年金受給者が転給により変更になった場合については、当該転給により年金受給者となった者が法定相続人として第二当事者等に対して損害賠償請求権を有している場合には、当該者に対して支給した労災保険給付額を限度として求償を行うこととなるので留意す

ること。

イ　葬儀費

葬儀に要する費用は、現に支出した費用に基づき算出すること。

(5)　介護損害

将来の介護料が認められる場合の介護損害は次により算出すること。

損害額＝１か月当たりの介護損害額（常時介護を要する者については 130,000円、随時介護を要する者については65,000円 ）×12 ×平均余命までの期間に対応する新ホフマン係数（P.95表５）

ア　介護（補償）給付の取扱いに係る留意事項

自賠責保険等においては、介護（補償）給付に対応する支払項目がないため、基本的に支給調整の対象となることはない。したがって、将来の介護料が認められる場合は、自動車保険等又は第二当事者に対して求償を行うことになることに留意すること。

(6)　労災保険の給付又は特別支給金を支給していないが、第二当事者等から労災保険の支給項目に対応する損害賠償が行われている場合

上記（1）～(5)の各損害の計上に当たり、労災保険を給付していない支給区分に対応する損害について、第２の１(1)における債権の調査確認を実施した結果、第二当事者等や保険会社等から労災保険の支給項目に対応する損害賠償が行われていることを把握した場合は、これに対応する損害額を計上する必要がある。ただし、その計上方法は、労災保険又は特別支給金の支給状況により異なるので、次のとおり行うこと。

①他の労災保険種別の支給又は特別支給金の支給時の調査結果等から、上記(1)～(5)で示す各計算に必要な情報を把握している場合

この場合、上記(1)～(5)で示す各計算式に基づく損害額の算定が可能※であることから、上記(1)～(5)で示す各計算式に基づく通常の計算方法により損害を計上すること。

※　例えば、休業（補償）給付を行っていなくても、休業特別支給金を支給していれば、当該支給決定時の調査において、給付基礎日額及び休業日数は把握しているため、(2)に示す損害額の計算は可能。他の労災保険給付においても同様の考え方。

②上記(1)～(5)で示す各計算式に必要な情報を把握していない場合

この場合、上記(1)～(5)で示す各計算式に基づく損害額の算定が不可能なため、第二当事者等又は保険会社等から実際に損害の塡補分として第一当事者等に対して支払われた金額を対応する項目の損害額として計上すること。なお、上記(1)～(5)で示す各計算式に必要な情報については、労災保険、特別支給金の支給決定に必要な調査の中で把握していない場合には、特段追加の調査を行って把握する必要はない。

表４　就労可能年数に対応する新ホフマン係数表

(1)　18才未満の者に適用する表

年令	幼児・学生・無職者		有職者	
	就労可能年数	係数	就労可能年数	係数
歳	年		年	
0	49	16.419	67	29.022
1	49	16.716	66	28.793
2	49	17.024	65	28.560
3	49	17.344	64	28.325
4	49	17.678	63	28.087
5	49	18.025	62	27.846
6	49	18.387	61	27.602
7	49	18.765	60	27.535
8	49	19.160	59	27.105
9	49	19.574	58	26.852
10	49	20.006	57	26.595
11	49	20.461	56	26.335
12	49	20.938	55	26.072
13	49	21.442	54	25.806
14	49	21.971	53	25.535
15	49	22.530	52	25.261
16	49	23.123	51	24.984
17	49	23.750	50	24.702

(2)　18才以上の者に適用する表

年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数
歳	年		歳	年		歳	年		歳	年	
18	49	24.416	38	29	17.629	58	11	8.590	78	4	3.564
19	48	24.126	39	28	17.221	59	11	8.590	79	4	3.564
20	47	23.832	40	27	16.804	60	10	7.945	80	4	3.564
21	46	23.534	41	26	16.379	61	10	7.945	81	4	3.564
22	45	23.231	42	25	15.944	62	9	7.278	82	3	2.731
23	44	22.923	43	24	15.500	63	9	7.278	83	3	2.731
24	43	22.611	44	23	15.045	64	9	7.278	84	3	2.731
25	42	22.293	45	22	14.580	65	8	6.589	85	3	2.731
26	41	21.970	46	21	14.104	66	8	6.589	86	3	2.731
27	40	21.643	47	20	13.616	67	8	6.589	87	3	2.731
28	39	21.309	48	19	13.116	68	7	5.874	88	2	1.861
29	38	20.970	49	18	12.603	69	7	5.874	89	2	1.861
30	37	20.625	50	17	12.077	70	6	5.134	90	2	1.861
31	36	20.275	51	16	11.536	71	6	5.134	91	2	1.861
32	35	19.917	52	15	10.981	72	6	5.134	92	2	1.861
33	34	19.554	53	14	10.409	73	6	5.134	93	2	1.861
34	33	19.183	54	13	9.821	74	5	4.364	94	2	1.861
35	32	18.806	55	12	9.215	75	5	4.364	95	2	1.861
36	31	18.421	56	12	9.215	76	5	4.364	96	2	1.861
37	30	18.029	57	11	8.590	77	4	3.564	97～	1	0.952

(注)　1．18才未満の有職者および18才以上の者の場合の就労可能年数については
(1)　56才未満の者は、67才から被害者の年令を控除した年数とした。
(2)　56才以上の者は、平均余命年数の1/2とし、端数は切上げた。
2．幼児および18才未満の学生、無職者の場合の就労可能年数および新ホフマン係数またはライプニッツ係数は下記（例）に準じて算出する。
(例)　3歳の場合
(1)　就労の終期（67才）までの年数（67年－3年）に対応する係数　28.325
(2)　就労の始期（18才）までの年数（18年－3年）に対応する係数　10.981
(3)　就労可能年数49年（64年－15年）
(4)　適用する係数　17.344（28.325－10.981）

表５　平均余命までの期間に対応する新ホフマン係数表

年令	男		女		年令	男		女		年令	男		女		年令	男		女	
	平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数
才	年		年		才	年		年		才	年		年		才	年		年	
0	76	30.980	82	32.187	27	50	24.702	56	26.335	54	25	15.944	30	18.029	81	6	5.874	8	6.589
1	75	30.772	82	32.187	28	49	24.416	55	26.072	55	24	15.5	29	17.629	82	6	5.134	8	6.589
2	74	30.562	81	31.991	29	48	24.126	54	25.806	56	23	15.045	28	17.221	83	5	4.364	7	5.874
3	73	30.349	80	31.793	30	47	23.832	53	25.535	57	22	14.58	28	17.221	84	5	4.364	7	5.874
4	72	30.134	79	31.593	31	46	23.534	52	25.261	58	21	14.104	27	16.804	85	5	4.364	6	5.134
5	71	29.916	78	31.391	32	45	23.231	51	24.984	59	21	14.104	26	16.379	86	4	3.564	6	5.134
6	70	29.697	77	31.187	33	44	22.923	50	24.702	60	20	13.616	25	15.944	87	4	3.564	5	4.364
7	69	29.474	76	30.980	34	43	22.611	49	24.416	61	19	13.116	24	15.5	88	4	3.564	5	4.364
8	68	29.250	75	30.772	35	42	22.293	48	24.126	62	18	12.603	23	15.045	89	3	2.731	5	4.364
9	67	29.022	74	30.562	36	41	21.970	47	23.832	63	17	12.077	22	14.58	90	3	2.731	4	3.564
10	67	29.022	73	30.349	37	40	21.643	46	23.534	64	17	12.077	21	14.104	91	3	2.731	4	3.564
11	66	28.793	72	30.134	38	39	21.309	45	23.231	65	16	11.536	20	13.616	92	3	2.731	4	3.564
12	65	28.560	71	29.916	39	38	20.970	44	22.923	66	15	10.981	20	13.616	93	2	1.861	3	2.731
13	64	28.325	70	29.697	40	38	20.970	43	22.611	67	15	10.981	19	13.116	94	2	1.861	3	2.731
14	63	28.087	69	29.474	41	37	20.625	43	22.611	68	14	10.409	18	12.603	95	2	1.861	3	2.731
15	62	27.846	68	29.250	42	36	20.275	42	22.293	69	13	9.821	17	12.077	96	2	1.861	3	2.731
16	61	27.602	67	29.022	43	35	19.917	41	21.97	70	12	9.215	16	11.536	97	2	1.861	2	1.861
17	60	27.355	66	28.793	44	34	19.554	40	21.643	71	12	9.215	15	10.981	98	2	1.861	2	1.861
18	59	27.105	65	28.560	45	33	19.183	39	21.309	72	11	8.59	15	10.981	99	2	1.861	2	1.861
19	58	26.852	64	28.325	46	32	18.806	38	20.97	73	11	8.59	14	10.409	100	1	0.952	2	1.861
20	57	26.595	63	28.087	47	31	18.421	37	20.625	74	10	7.945	13	9.821	101	1	0.952	2	1.861
21	56	26.335	62	27.846	48	30	18.029	36	20.275	75	9	7.278	12	9.215	102	1	0.952	2	1.861
22	55	26.072	61	27.602	49	29	17.629	35	19.917	76	9	7.278	12	9.215	103	1	0.952	2	1.861
23	54	25.806	60	27.355	50	28	17.221	34	19.554	77	8	6.589	11	8.59	104	1	0.952	2	1.861
24	53	25.535	59	27.105	51	27	16.804	33	19.183	78	8	6.589	10	7.945	105	1	0.952	1	0.952
25	52	25.261	58	26.852	52	27	16.804	32	18.806	79	7	5.874	10	7.945					
26	51	24.984	57	26.595	53	26	16.379	31	18.421	80	7	5.874	9	7.278					

(注)　平均余命年数は「第18回生命表参考表」による平均余命とした。

3　第二当事者に生じた損害額の算出方法

第二当事者に生じた損害額は、基本的には求償額を算出する際の減額要素としての意味を持つものであるが、法律的には第二当事者に生じた損害を考慮せずに求償額を算出することも可能であり、あくまでも第二当事者から第一当事者等に別途損害賠償請求が行われること等によるトラブルを未然に防止すること等を目的として、第二当事者に生じた損害を考慮して求償額を算出することとしている。

したがって、第二当事者に生じた損害は、原則として第三者行為災害届、第三者行為災害報告書等の提出書類及び当事者の申し出により把握した分について、第二当事者から領収書の写しの提供を受ける等の方法により確認すれば足り、事務処理を軽減するため、それ以上の能動的調査は省略して差し支えない。

なお、第二当事者等に求償を行った際に、請求時に把握していなかった第二当事者の損害額を考慮してもらいたい旨の申し出が行われた場合には、当該損害額の確認ができた限度において対応すれば足りるものであること。

4　過失相殺等

第一当事者等に生じた損害額は上記２の方法により算出されるが、第一当事者に過失がある場合又は第二当事者にも損害が生じた場合にあっては、上記２の方法により算出された第一当事者等に生じた損害額に過失相殺を行い、又は上記３において把握した第二当事者に生じた損害額を控除することにより、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすることとなること。

(1)　過失割合の認定

民法第 722 条第２項においては、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。」と規定していることから、最終的には裁判所において過失割合を認定することとなるが、実際に発生する多くの損害賠償請求事案について裁判で損害賠償額が決定されることを待つことは、時間や費用をいたずらに費やすことにもなることから、一般的には過去の類似判例等を当てはめ、当事者間の合意に基づき示談により過失割合を加味して損害賠償額が決められているのが通例である。

そのため、求償を行う際には過失割合を認定する必要があるが、過失割合の認定は次により行うこと。

ア　過失割合に係る両当事者の主張が一致しない場合

過失割合は損害賠償額の確定について重要な要素であり、過失割合の認定に当たっては公平な立場で行うこと。

また、両当事者間で過失割合の主張が一致しない場合には、求償事務に支障を来さないよう両当事者の指導を行い、主張の内容及び災害発生状況等を総合的に勘案して過失割合を認定すること。なお、過失割合の認定に当たって困難が伴う場合等については、適宜労災法務専門員や委託事業受託者※に「第三者行為災害事務に係る法務相談業務」の対象事案として相談するなど、専門家の見解を踏まえた上で認定すること。

※　委託事業受託者に対する相談は、労働局ごとに割り振られた件数の範囲内に限る。

イ　自動車事故の場合

自動車事故については、道路、道路標識、信号機等の状況及び運転者の行為等が過失割合の判定要素となるが、保険会社等の意見も参考にしつつ、判例タイムズ等の参考図書を参照の上、客観的に過失割合を認定すること。

なお、保険会社等の意見や参考図書の記載内容は、過失割合を認定するに当たっての参考としつつ、災害発生状況等を総合的に勘案して個々の事案ごとに妥当と考えられる過失割合を認定すること。

ウ　自動車事故以外の事案の場合

自動車事故以外の事案についても、基本的に上記アの場合と同様である。

（参考）民法　第722条　［損害賠償の方法及び損失相殺］

(2)　第一当事者に過失が認められる場合の過失相殺

第一当事者に過失が認められる場合は、第一当事者等に生じた損害の合計額に第二当事者の過失割合を乗じて得た額を、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

例えば、第一当事者の過失割合が40%、第二当事者の過失割合が60%の場合には、第一当事者等の損害の合計額に60%を乗じて損害賠償請求可能額を算出すること。

(3)　第二当事者にも損害が生じている場合の控除

第一当事者及び第二当事者の双方が損害を被っている場合には、上記２の方法により得られる第一当事者等の損害額と上記３により把握した第二当事者等に生じた損害額に、上記(2)と同様に第一当事者と第二当事者の過失割合を相互に乗じた上で、第一当事者に関して得られた金額より第二当事者に関して得られた金額を控除した額を、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

(4)　第一当事者等に生じた損害額が自賠責保険金額以内に収まる場合の取扱い

上記２の方法により算出した第一当事者等に生じた損害の合計額が自賠責保険金額以内に収まる事案については、第一当事者に重過失が認められるため自賠責保険等において重過失減額が行われる場合を除き、第一当事者等の損害額に当事者の過失割合を加味することなく、また、第二当事者に生じた損害額を控除することなく、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額を算出すること。

また、第一当事者に重過失が認められる場合であっても、重過失減額された自賠責保険金額までは求償可能として取り扱うこと。

ア　自賠責保険等に求償する場合

自賠責保険等においては、第一当事者に重過失が認められる場合を除き第一当事者の過失の有無にかかわらず自賠責保険金額まで保険金を支払うという取扱いを定めているため、政府が自賠責保険等に対して求償を行う際には、この取扱いを踏まえて求償額を算出することとし、また、重過失減額が行われる場合であっても、減額された自賠責保険金額までは求償可能として取り扱うこととしている。ただし、この場合、保険会社等は求償可能額に対して重過失減額を行った上で保険金の支払を行うことになるので留意すること。

また、保険会社等から第一当事者等に対して支払われた仮払金や内払金は、既払額としては取り扱われず、第一当事者等が行った被害者請求額に含めて計算することとなるため、局からの求償額と第一当事者等からの被害者請求額が自賠責保険金額を超過した場合には、仮払金や内払金は労災保険と按分比例した上で保険会社等より第一当事者等に支払われる保険金の中から控除されることとなるので留意すること。

イ　任意一括扱いが成立している事案であって自動車保険等に求償する場合

任意一括扱いが成立している事案においては、保険会社等の保険金支払額が自賠責保険金額以内に収まる場合には、最終的には保険金の支払は自賠責保険等を取り扱う保険会社等が負担することになるため、自賠責保険金額から示談成立額（保険会社等から第一当事者等に対して支払われる又は支払われた慰謝料等の金額）を控除した額と労災保険給付額とを比較し、控除後の額が労災保険給付額と等しいか又は労災保険給付額が少額の場合には、局は保険会社等に対して、第一当事者の過失の有無又は過失割合を考慮せずに労災保険給付額全額を求償すること。

また、第一当事者に重過失が認められたため重過失減額が適用される事案については、減額された額を自賠責保険金額として取り扱うこと。ただし、この場合、自賠責保険等に対して求償を行う場合と同様に保険会社等は求償可能額に対して重過失減額を行った上で保険金の支払を行うことになるので留意すること。

5　求償額

上記２から４により算出して得られた額が、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額となるが、当該損害賠償請求可能額のうち、第一当事者等が既に第二当事者等又は保険会社等より当該損害賠償請求可能額と同一の事由に基づく損害賠償金等を受領している場合には、当該損害賠償請求可能額から第一当事者等の受領済額を差し引いて得た額を、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

具体的には、次の方法により得られた額と労災保険給付に要した額を比較していずれか低い額とすること。

(1)　算出方法の原則

原則として次の式のように労災保険給付を行った時点※1 において算出される第一当事者等に生じた損害額のうち、慰謝料等を除く人的損害（積極損害及び消極損害※2）の額に過失割合を乗じて得た額より、労災保険給付を行った時点で既に第二当事者等又は保険会社等より受領していた損害賠償金等のうち慰謝料等を除く人的損害の額に該当する部分を控除して得た額が損害賠償請求可能額となること。

※1　(1)、(2)ともに、「直近で求償の対象となる労災保険給付を行った時点」を基本とする。ただし、例えば、署が労災保険給付を行った後、局において第２の１(1)における債権の調査確認を実施する中で、第二当事者等や保険会社等から第一当事者等に対して損害賠償が行われていることを新たに把握することは実務上あり得るため、その場合には、把握した時点が労災保険給付を行った時点より後であっても、把握した損害賠償金等を次の計算式に反映（(1)の場合は人的損害のうち積極損害及び消極損害のみ、(2)の場合は慰謝料等を含む人的損害の総額）すること。

※2　積極損害：事故などによって被害者が出費を余儀なくされる損害（治療費、葬儀費等）
消極損害：事故に遭わなければ将来得られたであろうと推定できる収入の喪失（休業損害、後遺障害、死亡による逸失利益等）

第一当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害のうち積極損害及び消極損害の合計額（注１）	×	第二当事者の過失割合	−	第二当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害のうち積極損害及び消極損害の合計額	×	第一当事者の過失割合	−	第一当事者等が第二当事者より既に受領した損害賠償額（人的損害のうち積極損害及び消極損害）（注２）

(2)　総損害額が確定している場合の算出方法

(1)により得られた額が、損害確定時における総損害をもって得られる次の式により算出された額を超えるときは、損害確定時における総損害をもって得られる額を求償する際の限度額とすること。

なお、損害確定時とは、示談、判決、調停、起訴前の和解又は訴訟法上の和解等により慰謝料等を含む人的損害が確定した時を意味すること。

第一当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害の総額（慰謝料を含む。）（注１）	×	第二当事者の過失割合	−	第二当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害の総額（慰謝料を含む。）	×	第一当事者の過失割合	−	第一当事者等が第二当事者より既に受領した人的損害額に係る損害賠償額（慰謝料を含む。）（注２）

（注１）　治療費にあっては、療養（補償）給付の額と第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より既に受領した治療費に係る損害賠償額の合計額、休業（補償）給付にあっては、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額、その他の給付にあっては、新ホフマン係数、労働能力喪失率等を用いて算出した額である。

（注２）　第一当事者等が第二当事者等より既に受領した労災保険給付の対象となっている損害項目に対応するそれぞれの人的損害に係る損害賠償金等の額である。なお、慰謝料等の額については、保険会社等又は第一当事者等からの報告等に基づき把握することとなる。

また、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より受領している損害賠償等には、損害賠償を第二当事者等より直接受領した場合だけではなく、保険会社等より受領した保険金も含まれるのは当然であること。

ア　被害者が請求額の一部を放棄した場合の取扱い

第一当事者等と第二当事者等との間で示談が成立した場合において、例えば任意一括扱いが成立している事案で当事者の過失割合によって過失相殺を行って計算した額で示談が成立したが、本来は自賠責保険金額までは請求可能であったような、その示談額が、第一当事者等が本来保険会社等に対して請求できる金類を下回るものである場合（以下「下回り示談」という。）には、第一当事者等は任意に自らの権利を放棄する自由を有するものであるため、有効な示談として認められるが、示談額が第一当事者等の総損害額となるような示談が行われた場合には、求償額にも影響を及ぼすことになるので留意すること。

すなわち、示談成立時等の損害確定時における総損害額を基にして計算した額を求償の限度額としているため、下回り示談が行われた場合には、求償額が下回り示談が行われていな

ければ求償できたであろう額を下回ることもあり得るので注意すること。

なお、このような事案においては、必要に応じて第一当事者等及び保険会社等との協議を行った上で、任意一括扱いを解消することも検討すること。

イ　寄与率に関する取扱い

身体的要因を有する第一当事者の基礎疾患、既存疾病等が、第三者行為災害で被災したことにより増悪したような場合には、労災保険としては、治療の必要性を考慮した上で、既存の傷病部分をも含めた療養（補償）給付を行う場合があり得る。

こうした事案については、最高裁判決（最高裁第３小法廷判決　平成８年 10 月 29 日平成５年(オ)第 875 号損害賠償請求事件）などにおいて、寄与率を斟酌すべき場合には、民法第 722 条第２項の過失相殺の規定を類推適用して、当該素因を斟酌することができるものとされており、過失相殺の規定を類推する取扱いが一般的であることから、求償額を算出する場合も過失相殺の取扱いに準拠することとなる。

(ｱ)　寄与率の決定

寄与率についても、必要に応じて保険会社等の意見を求めることとするが、寄与率の決定は、過失割合と同様に保険会社等の意見や過去の判例等を参考にしながら、あくまで歳入徴収官である局長が行うべきものである。

(ｲ)　事務処理の方法

寄与率を斟酌すべき事案は極めて少ないものと思われるため、請求書は通常の様式を使用することとするが、備考欄に寄与率を斟酌したことを表示したうえで、過失割合の記載欄を使用し、過失割合と寄与率を上下二段書きにする等何らかの方法により区分して明記すること。

(3)　求償額の端数処理

損害賠償請求可能額を算出する際に、過失割合を乗じることによって１円未満の端数が生じることがある。一般的な民事債権の場合には、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和 62 年法律第 42 号）第３条第１項に基づき、50 銭未満の端数は切り捨て 50 銭以上１円未満の端数は１円に切り上げて計算することになるが、同条第２項においては「前項の規定は、国及び公庫等が収納し、又は支払う場合においては適用しない」とされているため、求償額を算出する際には、１円未満の端数を切り捨てて処理すること。なお、最終的な求償額に対してではなく、請求書の各欄の金額ごとに切り捨て処理を行うこと。

6　請求書の記載要領

Excel 帳票作成ツールの手順に沿って作成した請求書には、三者システムに登録した第一当事者、第二当事者、求償等の情報が反映されるが、データ登録対象外の箇所については、Excel ファイル上又は印刷した請求書に手作業で追記等を行うこと。

なお、請求書の記載に誤りがあった場合は、請求書だけではなく、必ず三者システムに登録したデータの修正を行うこと。

手入力や確認を行う際の、請求書の各欄の記載方法や考え方は次のとおりである。

(1) 算定基礎内訳①欄

保険給付種別ごとの記載欄には各保険給付について、今回の請求に関係する給付金額の合計額を記載すること（Excel 帳票作成ツールで作成した場合は、三者システムの求償情報等登録・修正画面で入力した情報を参照して自動転記される）。なお、保険会社等から保険給付額の内訳を求められる場合には、労災行政情報管理システムの被災者検索画面から被災者に対する給付履歴を取得することができ、帳票として出力可能であるので、これを活用する等により対応すること。

(2) 算定基礎内訳②欄

自賠責保険等が単独で適用される事案については斜線を引き、自動車保険等が適用される事案及び任意一括扱いが成立している事案についてのみ記入すること。

また、②欄の記入に当たっては、各損害項目は、①欄の保険給付の項目に対応していることの他、次の点に留意すること。なお、前記５(1)及び(2)のとおり、第一当事者等及び第二当事者等ともに、損害額は、労災保険給付を行った時点（※５(1)※1 と同様の考え方）で把握できる人的損害の総額（ただし、総損害額確定前は慰謝料等は除く）により算定するので、①欄の保険給付の項目の給付有無を問わず、対応する各項目について実際に損害が生じている場合には、前期２(6)の考え方に基づき、必ず記載を行うこと。

ア (B)及び(C)欄の損害額について

各損害額について、前期２及び３の考え方に基づき、労災保険と重複する項目については、①欄の保険給付の項目に対応する行の(B)及び(C)欄に記入し、さらに、総損害額確定事案であれば、慰謝料等を「その他の人的損害（慰謝料等）」の行の(B)及び(C)欄に記入する。

(ｱ) 治療費に係る留意点

なお、第二当事者等又は保険会社等から、第一当事者に対して療養（補償）給付に対応する損害賠償が行われている場合は、これを治療費に計上する(前期２(1)参照)ので、療養（補償）給付に対応する(B)欄の損害額は「療養（補償）給付　＋　第二当事者等又は保険会社等が第一当事者に対して支払った療養（補償）給付に対応する損害賠償額」を記入すること。ただし、自賠責保険等からの損害賠償額については、これによらず、下記(6)アに基づくこと。

(ｲ) 休業の損害に係る留意点

待機期間の３日分の取扱いについては、２(2)エに基づき、業務災害であれば休業日数から３日を差し引き、通勤災害であれば休業日数をそのままとして、休業損害を計上すること。なお、その際、待期期間分の賃金はＤ欄には計上しないこと。

(ｳ) その他の損害に係る留意点

傷病（補償）年金、障害（補償）給付、遺族（補償）給付欄に記載する場合には、新ホフマン方式及び相続割合により算出した第一当事者又は第二当事者の権利に属する金額を記載することとなること。

イ (D)欄の損害額について

第二当事者又は保険会社等から第一当事者に対して損害が填補されていることを把握した場合、労災保険と重複する項目については、①欄の保険給付の項目に対応する行の(D)欄に記入し、さらに、総損害額確定事案であれば、慰謝料等を「その他の人的損害（慰謝料等）」の行の(D)欄に記入する。なお、(D)欄には被災者の労災保険給付額は計上しないこと。

(ｱ) 治療費に係る留意点

上記アのなお書きに基づき、第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた療養（補償）給付に対応する損害賠償額を、療養（補償）給付に対応する(B)欄に計上する場合、これに対応する(D)欄にも損害賠償額計上する必要があること。ただし、自賠責保険等からの損害賠償額については、これによらず、下記(6)アに基づくこと。

(ｲ) 休業の損害に係る留意点

待機期間の 3 日分の賃金は、事業主からの填補の有無に関わらず、D 欄には計上しないこと。

ウ 計(1)及び計(2)欄について

(ｱ) 総損害額が確定していない場合

計(1)の(B)、(C)及び(D)欄にそれぞれの累計額を記入すること。

(ｲ) 総損害が確定している場合

計(2)の(B)、(C)及び(D)欄に、(1)の(B)、(C)及び(D)欄の額に慰謝料等を加えた額を記入すること。

エ 人傷保険該当事案の場合の(B)及び(D)欄の損害額について

人傷保険から第一当事者等に対して損害賠償について保険金（慰謝料等）の支払が行われ、当該保険金支払額について自賠責保険等及び第二当事者等又は保険会社等から、人傷保険取扱会社に対して既に支払済みの損害賠償額がある場合には、第二当事者又は保険会社等から第一当事者に対して損害が填補されている場合と同様、上記ア～ウに基づき、当該損害賠償額も含めて各欄に計上すること。

オ (E)欄について

任意一括扱いが成立している事案において、第一当事者の人的損害の総額が自賠責保険金額を下回ることが明確であったため、当事者の過失割合に関する照会及び調査を省略した事案については、「省略」と記入すること。

カ (F)欄について

過失割合に関する調査を省略した事案にあっては、(B)欄の(1)又は(2)の額となること。

キ (G)欄について

総損害が確定している場合において、計(1)の(B)、(C)及び(D)欄により得られた（G）欄の額が、計(2)の(B)、(C)及び(D)欄により得られた(G)欄の額を上回る場合には、計(2)の(B)、(C)及び(D)欄により得られた額とすること。

(3) 算定基礎内訳③欄

自賠責保険等の適用となる事案及び任意一括扱いが成立している事案について記入すること。また、③欄の記入に当たっては、次の点に留意すること。

ア 自賠責保険等に対して請求する場合の記載要領

(ｱ) (K)欄

適用となる自賠責保険金額を記入すること。傷害事案の場合には、120 万円又は 96 万円（第一当事者に重過失が認められる場合）のいずれかを記載し、死亡又は後遺障害の場合には「その他」と記載の上、具体的な金額を備考欄に記入すること。

(ｲ) (L)欄

自賠責保険等から既に支払が行われている場合にはその既払額を記入し、支払が行われ

ていない場合には斜線を引くこと。なお、示談額ではなく既払額を記入することに注意すること。ただし、仮払金及び内払金は既払額としては取り扱わないこと。

また、人傷保険から第一当事者等に対して損害賠償について保険金（慰謝料等）の支払が行われ、当該保険金支払額について自賠責保険等から、人傷保険取扱会社に対して既に支払済みの損害賠償額がある場合には、当該金額も（L）欄に含めること。

(ｳ) (M) 欄

当該欄には、(K)から(L)を引いた金額を記入すること。

(ｴ) (N)欄

当該欄には、(M)と(A)を比較していずれか低い金額を記入すること。

この場合、納入告知書を送付する前に請求書のみを保険会社等に対して送付し、保険会社等から送付されてくる「自賠責保険支払金額の通知」等に、支払額として労災保険給付額(A)を重過失減額した後の金額に基づいて計算した応償可能額や人身傷害補償保険等と競合した場合に按分比例した応償可能額が記入されてくるものであるため、当該金額に基づいて納入告知書を送付して差し支えない。このため、第一当事者に重過失が認められる事案について、局において重過失減額を行い(N)欄に請求金額を記入した事案については、保険会社等において誤って二重に重過失減額を行って「自賠責保険支払金額の通知」等を作成することを防止するため、請求書の請求金額欄には必ず斜線を引くこと。なお、保険会社と事前に連絡調整を行った上で(N)欄については空欄にしたまま、若しくは(M)と比較することなく(A)の金額を記入することとして保険会社等に送付することとしても差し支えない。

イ　任意一括扱いが成立している事案において求償を行うこととなる場合の記載要領

(ｱ) (F)＞(K)の場合

(J)欄の金額を(N)欄に記入すること。この場合、(L)欄及び(M)欄には斜線を引くこと。

(ｲ) (F)≦(K)の場合

(M)と(A)を比較していずれか低い金額を(N)欄に記入すること。この場合、(L)欄は成立した示談額（保険会社等から第一当事者等に今後支払われる予定の慰謝料等又は既に支払われた慰謝料等）を記入することとするが、労災保険より給付された金額は除いて記入すること。なお、人傷保険から第一当事者等に対して損害賠償について保険金（慰謝料等）の支払が行われ、当該保険金支払額について自賠責保険等及び第二当事者等又は保険会社等から、人傷保険取扱会社に対して既に支払済みの損害賠償額がある場合には、当該金額もL欄に含めること。

(ｳ) 第一当事者に重過失が認められる場合

(A)を重過失減額した後の金額と(M)とを比較していずれか低い金額を(N)欄に記入すること。その場合、請求書の請求金額欄に斜線を引く取扱いは(3)のアの場合と同様であること。

(ｴ) (K)欄の記入

当該欄の記入については、上記アの場合と同様に取り扱うこと。

(4) 「連絡等事項、備考」欄

労災保険給付が継続中か完了しているかについて該当する項目を○で囲むとともに、自賠責保険等のみが適用される事案は「自賠責」、任意保険が適用される場合は任意、任意一括扱いが成立している事案は「任意一括」と、請求先の保険種別に応じ、該当する項目を○で囲むこと。また、局担当者の職氏名を記入、押印の上、電話番号を付記すること。なお、請求

書における労災保険給付完了とは、災害発生後３年を経過した後も労災保険給付が継続する場合にあっては、求償権を行使し得る労災保険給付が完了した場合を含むものである。

(5)　保険会社等以外に求償する場合

「保険（共済）契約者氏名」欄から「相手方と保有者との関係」欄までについては記載する必要がないので、当該欄に斜線を引くこと。

(6)　その他記載に当たっての留意事項

ア　労災先行の事案で、自賠責保険等に対して求償した後に、自動車保険等へ求償する場合

労災先行の事案で、自賠責保険等に対して求償した後に、自動車保険等へ求償する場合については、既に自賠責保険等より応償された金額について、自動車保険等への請求書の算定基礎内訳②の(D)欄へ記載せずに、前回までの請求金額(I)欄へ記載し、その旨備考欄に記載すること。(D)欄に応償された金額を記載した場合、第一当事者等から取得していない損害賠償請求権を労災保険が行使することとなり、実際の保険給付額よりも請求額が多くなってしまうため留意すること。

イ　第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額に係る過失割合の考慮について

第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額については、通例、当事者間で合意した過失割合が加味されているため、(B)又は(D)欄に計上するに当たっては次のとおりとすること。

(ｱ)　(B)欄に計上する場合

第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額に、当事者間で合意した過失割合が適用されているかどうかを確認し、適用されている場合は、この過失割合を適用する前の金額に割り戻す等の計算をした上で各欄に計上すること。したがって、提出された資料から、支払額に当事者間の過失割合が適用されているか否かが判別できない場合は、追加照会により把握すること。

※　この処理を行わない場合、(F)欄の計算過程において、当事者間の過失割合が適用された損害額に対して、更に労働局長が決定する過失割合が適用されることとなり、請求額が正しく計算できない恐れがある。

(ｲ)　(D)欄に計上する場合

第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額をそのまま対応する各欄に計上すること。

【請求書記載例】1　自賠責保険等に対して請求を行う場合

様式第2号(4)

平成　○　年　　○　月　○日

第三者行為災害による損害賠償の請求について

○○○○　　御中

○○　労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	○○○○	相手方氏名	○○○○	災害(事故)発生日	平成　○年　○月　○日
保険(共済)契約者氏名	○○○○	保有者氏名	○○○○	契約者との関係	(　本人　)
証明書番号又は証券番号	自賠責 ○ ○○○○○○○○ / 任意			管轄店(農協)	○○支店
原因自動車	登録番号又は車両番号	品川○○な○○○○		相手方と保有者との関係	
診療機関	名称	○○病院		所在地	○○市○○町○－○－○
被災者の傷病の部位及び傷病名	○○○○				
請求金額	1,200,000 円				

自動車保険等に請求する場合に記載。

算定基礎内訳①(全事案について記入)

	労災保険給付額(A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付	900,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (○日分)	H○.○.○
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)	600,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (100日分)	H○.○.○
傷病(補償)年金		第　級　号	
障害(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		第　級　号	
遺族(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		受給者名 / 続柄	
葬祭(料)給付		受給者名 / 続柄	
介護(補償)給付			
前回請求時までの額			
計(1)	1,500,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計(2)			

算定基礎内訳②(自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額(B)	相手方(あなた側)の損害額(C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額(D)
(1) (B)	(C)	(D)
(2) (B)	(C)	(D)
過失割合(被災者①／相手方②)	被災者の過失相殺後の[illegible]	被災者の請求可能額((F)－(C)×(E)①－(D))(G)
政府の求償債権額(A)と(G)のうち少ない額(H)	前回までの請求金額(I)	今回請求金額((H)－(I))(J)

算定基礎内訳②欄は自賠単独事案の場合記載不要。代わりに斜線を引く。

算定基礎内訳③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険(共済)金額(K)	①120万円	②96万円	③その他	示談額又は既払額(L)
	○	-	-	
求償可能限度額((K)－(L))(M)	1,200,000 円			

(L)欄に該当する金額がない場合、斜線を引く。

請求金額(N)	1,200,000 円

連絡等事項考	労災給付	○継続中 ◉完了	保険関係	◉自賠責 ○任意 ○任意一括 ○非該当

担当者氏名 (　○○○○○　印)

電話番号 (　××　－××××－××××)

【請求書記載例】2　自賠責保険等に対して重過失減額して請求を行う場合

【前提条件】
通勤災害、過失割合 70:30。
その他は請求書記載のとおり。

平成 ○ 年　○ 月 ○ 日

による損害賠償の請求について

○○○○　御中

○○　労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	○○○○	相手方氏名	○○○○	災害(事故)発生日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
保険(共済)契約者氏名	○○○○	保有者氏名	○○○○	契約者との関係	(本人)
証明書番号又は証券番号	自賠責 ○ ○○○○○○○○ / 任意		管轄店(農協)	○○支店	
原因自動車	登録番号又は車両番号	品川○○な○○○○	相手方と保有者との関係	○○○○	
診療機関	名称	○○病院	所在地	○○市○○町○−○−○	
被災者の傷病の部位及び傷病名	○○○○				
請求金額	2,008,000 円				

重過失減額を行ったことを表すように斜線を引く。

算定基礎内訳①(全事案について記入)

	労災保険給付額(A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付	900,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (○日分)	H○.○.○
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)	600,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (100日分)	H○.○.○
傷病(補償)年金		第　級　号	
障害(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金	○ 1,560,000	第12級　号	
遺族(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		受給者名 / 続柄	
葬祭(料)給付		受給者名 / 続柄	
介護(補償)給付			
前回請求時までの額			
計(1)	3,060,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計(2)			

算定基礎内訳②(自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額(B)	相手方(あなた側)の損害額(C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額(D)
(1) (B)	(C)	(D)
(2) (B)	(C)	(D)

過失割合(被災者①／相手方②)(E)	被災者の過失相殺後の損害額((B)×(E)②)(F)	被災者の請求可能額((F)−(C)×(E)①−(D))(G)
／		

政府の求償債権額(A)と(G)のうち少ない額(H)	前回までの請求金額(I)	今回請求金額((H)−(I))(J)

傷害の場合で重過失がある場合、「②96万円」に○を付ける。また、死亡・後遺障害等の場合は、「③その他」にも○を付ける。

算定基礎内訳③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険(共済)金額 (K)	①120万円	②96万円	③その他	示談額又は既払額(L)
	−	○	○	
求償可能限度額((K)−(L)) (M)	2,008,000 円			

請求金額 (N)	2,008,000 円

重過失減額を行ったことを表すように斜線を引く。

連絡等事項	労災給付	○ 継続中 ◉ 完了	保険関係	◉ 自賠責 ○ 任意 ○ 任意一括 ○ 非該当

傷害による損害の比較

労災給付額	自賠限度額	労災(重過失考慮)	採用額①	示談額又は既払額③
1,500,000	960,000	1,200,000	960,000	0

障害による損害の比較

労災給付額	自賠限度額	損害額計算	採用額②	請求額合計(①+②−③)
1,560,000	1,048,000	1,217,969	1,048,000	2,008,000

自賠事案で障害給付があるため、備考欄に請求金額の考え方を示す（この記載方法は一例であり、他の書き方でも差し支えない）。

担当者氏名 (○○○○○ 印)

傷害、障害それぞれについて、求めた各金額の中で一番低くなる額を採用し、それらを合算した額が請求額となる。
傷害：重過失考慮の自賠限度額(96万円)＜重過失考慮の労災給付額(120万円)のため、96万円を採用。
障害：重過失考慮後の自賠限度額(131万×0.8＝1.048千円)＜損害額計算結果(第3の2(3)により算出)＜労災給付額のため、1,048千円を採用。合算して、請求額は2,008千円。

【請求書記載例】3

任意一括で被災者の過失相殺後の損害額が自賠責保険（共済）金額を下回る場合

【前提条件】
通勤災害、総損害額確定事案。
その他は請求書記載のとおり。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

による損害賠償の請求について

○○○○ 御中

○○ 労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	○○○○	相手方氏名	○○○○	災害(事故)発生日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
保険(共済)契約者氏名	○○○○	保有者氏名	○○○○	契約者との関係	（ 本人 ）
証明書番号又は証券番号	自賠責 ○ ○○○○○○○○		管轄店（農協）	○○支店	
	任意 ○ ○○○○○○○○				
原因自動車	登録番号又は車両番号	品川○○な○○○○	相手方と保有者との関係	保有者の労働者	
診療機関	名称	○○病院	所在地	○○市○○町○−○−○	
被災者の傷病の部位及び傷病名	○○○○				
請求金額	1,000,000 円				

算定基礎内訳①（全事案について記入）

	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付	900,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (○日分)	H○.○.○
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)	600,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (100日分)	H○.○.○
傷病(補償)年金		第 級 号	
障害(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		第 級 号	
遺族(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		受給者名 / 続柄	
葬祭(料)給付		受給者名 / 続柄	
介護(補償)給付			
前回請求時までの額			
計(1)	1,500,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計(2)			

算定基礎内訳②（自賠責単独以外の事案について記入）

被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の損害額(C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (D)
900,000		
1,030,000		200,000
(1) 1,930,000 (B)	0 (C)	200,000 (D)
328,000		164,000
(2) 2,258,000 (B)	0 (C)	364,000 (D)

通勤災害のため、労災は待機期間3日分を差し引いた100日分を給付しているが、損害額計上時は差し引くことなく103日分で計算する。
（10,000円×103日=1,030,000円）

総損害額確定事案なので、「その他の人的損害（慰謝料等）」の金額を計上し、「計(2)」欄の金額により、（J）までの計算を実施する。
ただし、(D)欄の164千円は過失割合(50:50)考慮後の金額なので、これを過失割合考慮前の金額に割り戻して(B)欄に計上する。
(164千円×100÷50=3,280千円)

算定基礎内訳③（自賠責及び任意一括の場合について記入）

自賠責保険(共済)金額 (K)	①120万円	②98万円	③その他	示談額又は既払額(L)	200,000円
	○	-	-		
求償可能限度額((K)−(L)) (M)				1,000,000	円

過失割合 (被災者①／相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の損害額((B)×(E)②) (F)	被災者の請求可能額 ((F)−(C)×(E)①−(D)) (G)
50 ／ 50	1,129,000	765,000

請求金額 (N)	1,000,000 円

政府の求償債権額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 ((H)−(I)) (J)
765,000		765,000

任意一括の場合で、被災者の過失相殺後の損害額(F)が自賠責保険(共済)金額(K)より低い場合には、労災保険給付額合計(A)と求償可能限度額(M)を比較して低い方の金額を請求金額（N)とする。

請求先の保険種別に応じ「自賠責」・「任意」・「任意一括」、「非該当」の区分を選択。

連絡等事項考	労災給付	○ 継続中 ◉ 完了	保険関係	○ 自賠責 ○ 任意 ◉ 任意一括 ○ 非該当

担当者氏名（ ○○○○○ 印 ）
電話番号 （ ×× −××××−×××× ）

【請求書記載例】4

任意一括で被災者の過失相殺後の損害額が自賠責保険（共済）金額を上回る場合

【前提条件】
業務災害、総損害額未確定事案。
労災の障害補償給付、特支金の支払いはないが、第二当事者側から後遺障害の逸失利益分として、過失割合（20:80）を考慮した100万円が支払われている。
その他は請求書記載のとおり。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

害賠償の請求について

○○ 労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	○○○○	相手方氏名	○○○○	災害(事故)発生日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
保険(共済)契約者氏名	○○○○	保有者氏名	○○○○	契約者との関係	（ 本人 ）
証明書番号又は証券番号	自賠責 ○ ○○○○○○○○		管轄店（農協）	○○支店	
	任意 ○ ○○○○○○○○				
原因自動車	登録番号又は車両番号	品川○○な○○○○	相手方と保有者との関係	保有者の労働者	
診療機関	名称	○○病院	所在地	○○市○○町○－○－○	
被災者の傷病の部位及び傷病名	○○○○				
請求金額	1,300,000 円				

業務災害のため、労災は待機期間3日分を差し引いた100日分を給付しており、損害額計上時にも同様には差し引いた100日分で計算する。
（10,000円×100日=1,000,000円）
※待機期間の3日分の賃金は、事業主からの填補の有無に関わらず、D欄には計上しない。

算定基礎内訳①（全事案について記入）

	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日	被災		
療養(補償)給付	900,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (○日分)	H○.○.○	900,000	100,000	
休業(補償)給付 給付基礎日額 （ 10,000 円）	600,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (100日分)	H○.○.○	1,000,000		200,000
傷病(補償)年金		第 級 号				
障害(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		第 級 号		1,250,000		1,000,000
遺族(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		受給者名 / 続柄				
葬祭(料)給付		受給者名 / 続柄				
介護(補償)給付						
前回請求時までの額						
計(1)	1,500,000 (A)			(1) 3,150,000 (B)	100,000 (C)	1,200,000 (D)
その他の人的損害(慰謝料等)						
計(2)				(2) (B)	(C)	(D)

労災で障害認定を行っていないため、計算式に基づく損害額は計上できないが、第二当事者側からの後遺障害逸失利益分の支払状況を把握しているため、これを踏まえた損害額の情報を(B)欄および(D)欄に記入する。
ただし、(D)欄の100万円は過失割合（20:80）考慮後の金額なので、これを過失割合考慮前の金額に割り戻して(B)欄に計上する。
（100万×100÷80＝1.250.千円）

過失割合 (被災者①／相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の損害額((B)×(E)②) (F)	被災者の請求可能額((F)-(C)×(E)①-(D)) (G)
20 ／ 80	2,520,000	1,300,000
政府の求償債権額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額((H)-(I)) (J)
1,300,000		1,300,000

算定基礎内訳③（自賠責及び任意一括の場合について記入）

自賠責保険(共済)金額 (K)	①120万円	②96万円	③その他	示談額又は既払額(L)	
	○	-	-		
求償可能限度額((K)-(L)) (M)					円
請求金額 (N)				1,300,000	円

任意一括の場合で、被災者の過失相殺後の損害額(F)が自賠責保険（共済）金額(K)を上回る場合には、示談額又は既払額(L)と求償可能限度額(M)の欄には斜線を引くこと。

連絡等事項考	労災給付	○ 継続中 ◉ 完了	保険関係	○ 自賠責 ○ 任意 ◉ 任意一括 ○ 非該当

担当者氏名（ ○○○○○ 印 ）
電話番号 （ ×× －×××× － ×××× ）

【請求書記載例】5　自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して請求する場合

様式第2号(4)

【前提条件】
業務災害、総損害額未確定事案。
労災の休業補償給付、特支金の支払はないが、第二当事者側から休業損害に関する逸失利益分として、過失割合（30:70）を考慮した20万円が支払われている。
その他は請求書記載のとおり。

平成 ○ 年　○ 月　○ 日

)損害賠償の請求について

○○　労働局労災補償課

償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	○○○○	相手方氏名	○○○○	災害(事故)発生日	平成　○ 年　○ 月　○ 日
保険(共済)契約者氏名		保有者氏名		契約者との関係	（　　）
証明書番号又は証券番号	自賠責 任意			管轄店 (農協)	
原因自動車	登録番号又は車両番号			相手方と保有者との関係	
診療機関	名称	○○病院		所在地	○○市○○町○－○－○
被災者の傷病の部位及び傷病名	○○○○				
請求金額	539,999 円				

算定基礎内訳①(全事案について記入)

	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付	900,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (○日分)	HO.O.O
休業(補償)給付 給付基礎日額 (0 円)		自 至	
傷病(補償)年金		第　級　号	
障害(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		第　級　号	
遺族(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		受給者名 / 続柄	
葬祭(料)給付		受給者名 / 続柄	
介護(補償)給付			
前回請求時までの額			
計(1)	900,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計(2)			

総損害額未確定事案なので、「その他の人的損害（慰謝料等）」の金額は計上せず、「計(1)」欄の金額により、(J)までの計算を実施する。

算定基礎内訳②(自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の損害額(C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (D)
1,200,000		300,000
285,714		200,000
(1) 1,485,714 (B)	0 (C)	500,000 (D)
214,285		150,000
(2) (B)	(C)	(D)

労災の休業補償給付、特支金の支払はないため、計算式に基づく損害額は計上できないが、第二当事者側からの休業損害に関する逸失利益分の支払状況を把握しているため、これを踏まえた損害額の情報を(B)欄および(D)欄に記入する。
ただし、(D)欄の20万円は過失割合（30:70）考慮後の金額なので、これを過失割合考慮前の金額に割り戻して(B)欄に計上する。
(20万×100÷70＝285,714円)
（1円未満の端数は記入欄ごとに切り捨て）

過失割合 (被災者①／相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の損害額((B)×(E)②) (F)	被災者の請求可能額((F)-(C)×(E)①-(D)) (G)
30 ／ 70	1,039,999	539,999

政府の求償債権額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額((H)-(I)) (J)
539,999		539,999

算定基礎内訳③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険(共済)金額 (K)	①120万円	②96万円	③その他	示談額又は既払額(L)
	-	-	-	
求償可能限度額((K)-(L)) (M)				円

請求金額 (N)	539,999 円

連絡等事項考	労災給付	○ 継続中 ◉ 完了	保険関係	○ 自賠責 ○ 任意 ○ 任意一括 ◉ 非該当

担当者氏名（　　○○○○○　　印）
電話番号（　××　－××××－××××）

【請求書記載例】6

自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して総損害確定後に請求する場合

【前提条件】
業務災害、総損害額確定事案。
第二当事者から慰謝料相当額として 15 万円（過失割合考慮）、さらに、人傷保険から被災者に支払われた慰謝料相当額について、第二当事者から人傷保険に対して 15 万円（過失割合非考慮）を支払っていることを確認済み。
その他は請求書記載のとおり。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

の請求について

○○ 労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	○○○○	相手方氏名	○○○○	災害(事故)発生日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
保険(共済)契約者氏名		保有者氏名		契約者との関係	( )
証明書番号又は証券番号	自賠責 任意			管轄店 (農協)	
原因自動車	登録番号又は車両番号			相手方と保有者との関係	
診療機関	名称	○○病院		所在地	○○市○○町○－○－○
被災者の傷病の部位及び傷病名	○○○○				
請求金額	1,194,999 円				

算定基礎内訳①(全事案について記入)

	労災保険給付額(A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付	900,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (○日分)	H○.○.○
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)	600,000	自 H○.○.○ 至 H○.○.○ (100日分)	H○.○.○
傷病(補償)年金		第 級 号	
障害(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		第 級 号	
遺族(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		受給者名 / 続柄	
葬祭(料)給付		受給者名 / 続柄	
介護(補償)給付			
前回請求時までの額			
計(1)	1,500,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計(2)			

算定基礎内訳②(自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額(B)	相手方(あなた側)の損害額(C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額(D)
1,200,000		300,000
1,000,000		
(1) 2,200,000 (B)	0 (C)	300,000 (D)
364,285		300,000
(2) 2,564,285 (B)	0 (C)	600,000 (D)
過失割合(被災者①／相手方②)(E)	被災者の過失相殺後の損害額((B)×(E)②)(F)	被災者の請求可能額((F)−(C)×(E)①−(D))(G)
30 ／ 70	1,794,999	1,194,999
政府の求償債権額(A)と(G)のうち少ない額(H)	前回までの請求金額(I)	今回請求金額((H)−(I))(J)
1,194,999		1,194,999

総損害額確定事案なので、「その他の人的損害（慰謝料等）」の金額を計上し、「計(2)」欄の金額により、(J) までの計算を実施する。
ただし、(D)欄の 30 万円のうち、第二当事者が第一等医者に支払った 15 万円は過失割合(30:70)考慮後の金額なので、これを過失割合考慮前の金額に割り戻して(B)欄に計上する。
(15 万円×100÷70＝214,285 円 ＋ 150,000 円(人傷分)
＝364,285 円)

算定基礎内訳③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険(共済)金額 (K)	①120万円	②96万円	③その他	示談額又は既払額(L)
	-	-	-	
求償可能限度額((K)−(L)) (M)				円

請求金額 (N)	1,194,999 円

連絡等事項考	労災給付	○ 継続中 ◉ 完了	保険関係	○ 自賠責 ○ 任意 ○ 任意一括 ◉ 非該当

担当者氏名 (○○○○○ 印)
電話番号 (×× － ×××× － ××××)

【請求書記載例】7　自賠責保険等と自動車保険に別々に請求する場合の自動車保険等への請求書記載時の注意事項（※自賠責応償済額は（I）欄に記載する）

労災先行等の事案で、自賠責保険等に対して求償した後に、自動車保険等へ求償する場合については、既に行政が自賠責保険より応償された金額（自賠責応償済額）について、自動車保険等への請求書の②の（D）欄へ記載せずに、前回までの請求金額(I)欄へ記載し、その旨備考欄に記載すること。

（D）欄に自賠責応償済額を合算して記載した場合、行政が請求可能な上限を超えた金額が請求額として算出され、誤った請求となる恐れがあるため、そのように記載しないこと。以下(I)欄に応償金額を記入した場合の具体例を示す。

（事案の具体例）
被害者の損害額
治療費　　288 万円
休業損害　　8 万円(休業日数 8 日)※通勤災害
合計 296 万円
被害者の請求
自賠責保険に対して　治療費　　98 万円
休業損害　　2 万円
労災保険に対して　療養補償給付　190 万円
休業補償給付　3 万円
合計 293 万円

（労災保険給付額）
療養補償給付　190 万円
休業補償給付　3 万円
（休業日数 8 日うち5日分，給付基礎日額 1 万円）※通勤災害
労災保険給付額　　合計 193 万円
自賠責応償済額　20 万円
労災保険が任意保険等に求償すべき額
193 万円－20 万円＝173 万円

(D)欄には、被害者が直接自賠責保険等から支給された損害賠償額のみを記載する。
自賠責応償済額の 20 万円は(I)欄に記載し、(D)欄には計上しないこと。

算定基礎内訳①（全事案について記入）

	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日	被災者の損害額 (B)	相手方(あなた(被災者)の損害額(C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (D)
療養（補償）給付	1,900,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (O日分)	HO.O.O	2,880,000		980,000
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)	30,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (5日分)	HO.O.O	80,000		20,000
傷病(補償)年金		第　級				
障害(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		第　級				
遺族(補償)給付 年金 / 一時金 / 前払一時金		受給者名				
葬祭(料)給付		受給者名				
介護(補償)給付						
前回請求時までの額						
計(1)	1,930,000 (A)			(1) 2,960,000 (B)	0 (C)	1,000,000 (D)
その他の人的損害(慰謝料等)						
計(2)				(2) 2,960,000 (B)	0 (C)	1,000,000 (D)

(I)欄に自賠責応償済額を記入した場合、休業損害で、被災者が権利行使していない
3 万円（＝8 万円－2 万円－3 万円）
を求償することはないため、計算の結果、正しい求償額である 173 万円となる。
※ (D)欄に自賠責応償済額を計上すると、記載方法次第で、求償額が 176 万円、又は 193 万円等、本来求償可能な額以上の誤った金額となってしまう恐れがある。
なお、自動車保険等に対して初回の請求であっても「前回までの請求金額」欄に金額が記入されることとなるため、備考欄にその旨記載しておく必要がある。

算定基礎内訳③（自賠責及び任意一括の場合について記入）

自賠責保険（共済）金額 (K)	①120万円	②96万円	③その他	示談額又は既払額(L)	
	O	-	-		
求償可能限度額((K)-(L)) (M)					円

過失割合（被災者①／相手方②）(E)	被災者の過失相殺後の損害額((B)×(E)②) (F)	被災者の請求可能額((F)-(C)×(E)①-(D)) (G)
0 ／ 100	2,960,000	1,960,000

請求金額 (N)	1,730,000 円

政府の求償権額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額((H)-(I)) (J)
1,930,000	200,000	1,730,000

連絡等事項備考	労災給付	○ 継続中 ◉ 完了	保険関係	○ 自賠責 ◉ 任意 ○ 任意一括 ○ 非該当

前回までの請求金額(I)のうち 200,000 円は、自賠責保険会社に対して求償した金額であり、既に応償済み。

担当者氏名（　　OOOOO　　印）
電話番号　（ ××　－××××－××××）

第４　納入の告知等

求償を行う期間は、第１章の第３の２に示すとおり、災害発生後３年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後３年以内に保険給付を行ったものについて求償を行うこととする。

したがって、災害発生から３年以内に時効中断のための納入告知を行う必要がある。

なお、納入告知に定められた納入期限の経過後には第二当事者に対して延滞金が課せられること等に配慮し、求償予告の対象となる債権については、災害発生日から２年９か月経過している等、期限が差し迫っているものを除き、求償予告を行ってから概ね１か月間の期間を置いた後に納入告知を行うこと。したがって、求償の期限を考慮の上、納入告知までの事案管理を行うこと。

１　納入告知等の基本的取扱い

国の債権管理に関する事務は、それぞれの事案に応じて、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められている。したがって、求償した金額を確実に収納するためには、保険会社等より確実に支払が見込まれる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償を行うことが最も国の利益に適合し、かつ求償事務を円滑に行う上で有効である。そのため自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、原則として保険会社等に対して他の債務者に優先して納入告知等を行うこと。

ただし、自賠責保険等又は自動車保険等の支払限度額を超過するため不足分を第二当事者等に求償することがあらかじめ明白な場合においてはこの限りでないが、このような場合には保険会社等と密接な連携を図りながら事務処理を進めること。

(1)　保険会社等に納入告知書を送付する際の留意事項

第一当事者等が被害者請求権等を有する根拠は、自賠責保険等については自賠法、自動車保険等については保険約款の規定になるが、自動車保険のうちごく一部に保険会社等が示談代行を行わないとされているものがある。その場合においても、保険会社等に対して第一次的に求償を行って差し支えないが、第二当事者等が自動車保険を用いず自らに求償してほしい旨希望した場合には、政府は第一当事者等より取得した請求権者の保険会社に対する直接請求権を行使できないので留意すること。

ア　第二当事者等が自己負担を希望する場合

第一当事者等の損害額がわずかであるため、第二当事者等が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したような場合には、第二当事者等の希望に沿った方がトラブルを防止し、求償事務を迅速に進めることができるため、そのような場合には、納入告知書を第一次的に第二当事者等に対して送付することとするが、事前に保険会社等と密接な連携を図りながら事務処理を進めること。

ただし、第二当事者等が自動車保険等の使用を希望しなかった場合であっても、第二当事者等より速やかに応償されなかった場合には、第二当事者等に対して事前に説明した上で保険会社等に対しても納入告知書を送付することになること。

イ　自賠責保険等及び自動車保険等に求償する場合の留意事項

自賠責保険等については自賠法第 16 条の９において、また、自動車保険等については保険約款及び保険法第 21 条において、保険会社又は保険給付の履行期が定められており、そ

れぞれこの履行期が到来するまでは、保険会社等は履行遅滞の責めを負わないこととされている。

そのため、保険会社等が災害発生から３年以内に当該履行期が到来していないことを主張する場合があるが、その場合であっても下記２の(3)に示す方法により、災害発生から３年以内に納入告知書を送付すること。

（参考）保険法　第21条　［保険給付の履行期］

(2)　保険会社等以外に納入告知書を送付する際の留意事項

保険会社等以外に納入告知を行うに際しては、第二当事者、使用者、運行供用者等不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合には、原則として求償予告を行った債務者全員に対して同時に納入告知を行うこととするが、その場合には必要に応じ他の債務者に対しても同時に納入告知を行っている旨明示すること。

ただし、例えば使用者等の一債務者から全額を応償する旨の意思表示が行われており、求償予告も当該者に対してのみ行っているような場合には、当該債務者に対してのみ、第一次的に納入告知を行うこととして差し支えないこと。

（参考）民法　第724条　［不法行為による損害賠償請求権の期間の制限］

２　納入告知等の方法

債権調査確認決定決議を行った債権については、求償権の行使を差し控える決定を併せて行ったものを除き、速やかに債務者（保険会社等を含む。以下同じ。）に対して納入告知を行うこと。

なお、納入告知を行う際には、納入告知書の他に請求書を併せて作成し、原則として納入告知書と請求書を債務者に対して同時に送付すること。

(1)　納入告知書の発行

納入告知書については、債権調査確認決定決議簿にＡＤＡＭＳにより発行手続を行うこと。その際、「納付目的」欄には「労災保険法第12条の４第１項による損害賠償金」等と入力し納付目的を明確にすること。

ア　履行期限の設定

納入告知を行う場合には、債権管理事務取扱規則（以下「債管則」という。）第13条第１項において、法令又は契約に定めがある場合を除き、20日以内の適宜の履行期限を定める必要があることが規定されていることから、納付期限は原則として、債権調査確認決定を行った日から20日以内の適宜な日とするとともに延滞金の起算日は納付期限の翌日とすること。

イ　納入告知書の宛名

納入告知書の債務者名は、第二当事者とすること。

(ｱ)　保険会社等に求償する場合

保険会社等に対して求償する際には、納入告知書の宛名は保険会社等の名称を記入すること。納入告知書の宛名を第二当事者等の氏名又は名称とせず保険会社等の名称とする趣旨は、求償事務を行う際に保険会社等が直接求償の相手方となることを文書上明確

にするとともに、第二当事者等及び保険会社等が任意に応償しない場合には、第二当事者等だけではなく保険会社等に対しても訴訟を提起することを可能にするためであるので、この点に十分留意して事務処理を行うこと。

また、納入告知書に記入する保険会社等の名称は、例えば「○○保険株式会社」又は「○○保険株式会社○○支店」等のような表記のいずれでも差し支えないが、納入告知書の送付先は保険会社等の管轄店等とし、住所についても宛名に併せ適宜記入すること。

なお、第二当事者名が納入告知書から判断できなくなることを避けるため、納付目的欄等に第二当事者名、求償先種類（第二当事者本人、保険会社、使用者、運行供用者等）等のコメントを記入しておくこと。

(イ) 第二当事者が未成年者等である場合

債務者が未成年者等であるときには、債務者あての納入告知書をその法定代理人に対して送付すること。

（参考）歳入徴収官事務規程　第９条　［文書による納入の告知］

(2) 自賠責保険等に求償する場合

自賠責保険は賠償責任保険であり、被保険者に対して支払をすることが第一義となっている（自賠法第 11 条）。つまり、自賠法第 15 条による被保険者（保有者および運転者）の保険金請求権が自賠法の基本である。

一方、自賠法第 16 条の被害者請求権は、加害者から損害賠償を受けられない、あるいは損害賠償の一部しか受けられない被害者を救済する目的から政策的に認められたものであり、本来の被保険者である第二当事者等に優先してまで支払を受けられることを保障したものではない。したがって、自賠責保険金額の中から第二当事者等の損害賠償に対して優先充当が行われた後に、被害者へ支払われることとなる。

ア 請求が競合した場合の取扱い

請求が競合した場合には、まず、自賠責保険金額から第二当事者等に対する支払が優先充当され、残額がある場合に、被害者請求に充当される。

政府の求償と第一当事者等からの慰謝料等の請求の合算額が自賠責保険金額を超過するときは、保険会社等は政府と第一当事者等に対して按分比例して支払うことになる。

イ 請求時期に係る統一的取扱い

自賠責保険等への求償事務については、給付完了時又は競合請求が行われたことの連絡を受けたときに保険会社等に請求書を送付し、保険会社等から「自賠責保険支払金額の通知」等が折り返し返送されてくるので、当該通知に記載された応償可能額に基づき納入告知書を送付すること（昭和 41 年 12 月 16 日付け基発第 1305 号）。

ウ 請求書の送付に係る留意事項

政府が求償する可能性があることを上記イの時点まで通知しないこととすると、保険会社等が労災保険給付を行っていることを把握できないため、競合請求が行われても保険会社等から局への連絡が行われず、結果として局が自賠責保険等へ求償した際に、残額がなくなっていることが懸念される。

したがって、自賠責保険等へ求償する事案について債権発生通知が行われた場合、局は初回の債権発生通知については速やかに債権の調査確認を行い、請求書を自賠責保険等の事故

処理管轄店へ送付しておくこと（２回目以降については、必ずしも同様に取り扱う必要はない。）。

（参考）自賠法　第11条　［責任保険及び責任共済の契約］
　　第15条　［保険金の請求］

(3)　履行期限の例外的取扱い

債権調査確認決定決議を行う際に、対象となる債権が次に該当する場合は、債管則第13条第１項の「法令又は契約に定めがある場合」に該当することから、履行期限を20日以内の適宜の日ではなく、必要な期間を経過した日と定めて差し支えない。

ア　履行期限の例外的取扱いを行う事案

履行期限の例外的取扱いを行う事案は、災害発生後３年以内に法令上又は契約上の履行期が確定しないことが見込まれる次の事案に限るものとする。

(ｱ)　自賠責保険等へ求償する事案

自賠責保険等へ求償する事案にあっては、災害発生後３年を経過する時点においても、次の状態にあることが見込まれる事案とする。

a　請求書の「連絡事項、備考欄」に保険給付完了と明示したものを保険会社等に送付した後、保険会社等において当該損害額等の調査中である事案

なお、保険給付完了とは、災害発生後３年経過後も労災保険給付が継続するものにあっては、求償の対象となる保険給付を完了した場合のことである。

b　aの調査終了後、保険会社等が支払のために必要な事務を行っている事案

(ｲ)　自動車保険等へ求償する事案

自動車保険等へ求償する事案にあっては、災害発生後３年を経過する時点においても、次の状態にあることが見込まれる事案とする。ただし、保険会社等が履行期限にかかわらず内払いにより求償に応じることで合意している事案の納入告知については、上記(1)のアのとおりとすること。

a　当事者間で過失割合、治ゆ日、療養の範囲について見解の相違があり、当該内容について裁判において係争中又は示談交渉中の状態にある事案

b　約款に基づく履行期限（支払期日）が到来した後、保険会社等が支払いのために必要な事務を行っている状態にある事案

イ　履行期限の例外的取扱いを行う場合の納入告知の方法

(ｱ)　履行見込み時期の確認

納入告知を行うための債権の調査確認については、債権発生通知に基づき、様式第５号により行うところであるが、災害発生後２年９か月を経過しても、保険会社等から局に対して具体的な履行期限の回答がないものについては、災害発生後３年以内の履行見込みを、調査の上確認すること。

(ｲ)　納入告知書の発行

履行見込み時期の確認の結果、上記アに該当するものであっても、履行期限について必要な期間を経過した適宜の日を特定し、災害発生から３年以内に納入告知書を発行し、時効中断措置を講じておくこと。

なお、履行期限は債権ごとに個別に決定されるものであるが、最長でも２年を超えない

ものとし、特段の理由なく不当に長い期間とならないよう留意すること。

(ｳ) 履行期限の変更

履行期限の例外的取扱いを行った事案であっても、当該履行期限内に履行期が確定しないことがあり得るため、当該履行期限内に履行期が確定しないことを確認した場合には、履行期限の14日前までに保険会社等との協議を整え、履行期限を更に必要な期間に変更すること。この場合の履行期限の設定も上記(ｲ)と同様の取扱いとする。

また、この協議の結果、履行期限変更の必要性が認められない事案、及び局が履行期確認のための連絡をしたにもかかわらず保険会社等から応答がなく履行期限を経過した事案については、履行期限の翌日から延滞金が生じるものであること。

(ｴ) 履行期限の変更の事務処理

保険会社等との協議の結果、履行期限の変更の必要性が認められた場合は、新たな納入告知書を発行すること。

なお、新たに納入告知を行う場合には、既に送付済みの納入告知書は保険会社等の責任において確実に破棄するように伝えた上で、ＡＤＡＭＳにおける当該債権を取消し、債権調査確認決定決議を行うこと。

ウ 債権金額の変更等

納入告知を行った後、請求に対する損害額が確定した旨の回答が保険会社等からあった場合には、履行期限に関わらず、速やかな支払いを求めること。

なお、この段階で新たな事実が判明するなどにより過失割合の変更等を行う必要が生じた場合には、下記第５により調査決定の変更を行い、債権金額を変更すること。

(4) 求償する際の添付書類

ア 保険会社等に求償する際

保険会社等に対して求償する際に、納入告知書以外に送付する書類は、原則として次に掲げるものとすること。

① 「第三者行為災害による損害賠償の請求について」（様式第２号(4)）

② 「交通事故証明書」

ただし、交通事故証明書がない場合には、「交通事故発生届」（様式第３号）

③ 「第三者行為災害届」（届その１～届その４）

ただし、第三者行為災害届がない場合には、「第三者行為災害報告書（調査書）」（報告書その１～報告書その４）

④ 「念書（兼同意書）」

⑤ 第一当事者が死亡した場合には、「死亡診断書」又は「死体検案書」

⑥ 第一当事者が死亡した場合には、「戸籍謄本」

送付書類を限定する趣旨は、事務処理を軽減することにあるので、保険会社等よりその他の書類の提出を求められた際には、行政としての斉一的な取扱いである旨を説明して理解を求めるとともに、個別の事情を踏まえると保険会社等の要望もやむを得ないと判断される場合には、可能な範囲で要望に応じること。ただし、レセプトや診断書を提出する場合に、念書（兼同意書）の提出により同意を得ている第一当事者等以外の者（医師等）の個人情報が記載されているときには、当該部分を黒塗りして提出するか、改めて当該者から同意を得る

必要があること。

なお、第一当事者等より保険会社等に対して被害者請求等が行われている場合には、既に第一当事者等より保険会社等に対して提出されている書類については改めて送付する必要はないこと。

また、保険会社等に対して送付する書類は、事務処理の簡素化を図る観点から、写しで差し支えないこと（原本証明も不要）。

イ　保険会社等以外に求償する際

第二当事者等に対して求償する際に送付する書類についても、保険会社等に対して送付する書類に基本的には準じることとするが、第二当事者等が事実関係を十分に承知しているような場合には、一部書類の送付を省略して差し支えないこと。

(5)　納入告知後の三者システム上での処理

納入告知後は、三者システムに、債権の調査確認及び決定を行った際に作成、取得した資料等をイメージ登録するとともに、三者システム上で時効情報及び必要に応じて補足情報を入力（詳細は機械処理手引XII-3-(20)参照）すること。

3　時効

第三者行為災害事務において主に求償の根拠となる一般不法行為責任、自賠責保険等に対する被害者請求権や自動車保険等に対する請求権者の直接請求権の消滅時効はそれぞれ３年と規定されているため、時効の中断事由が認められる場合を除き、第一当事者等が権利を行使することができた時から３年を経過した時点で消滅時効の期間が到来し、債務者がこれを援用することで消滅時効が完成することになる。その他、求償根拠となる主な損害賠償責任等及び消滅時効は下表のとおりであるので、事務処理に遺漏のないようにすること。

損害賠償責任等の種類	根拠条文	消滅時効期間(根拠条文)	援用の要否
一般不法行為責任	民法第 709 条	3 年（民法第 724 条）	いずれも必要
使用者責任	民法第 715 条	3 年（民法第 724 条）	
土地の工作物等の占有者・所有者の責任	民法第 717 条	3 年（民法第 724 条）	
動物の占有者の責任	民法第 718 条	3 年（民法第 724 条）	
債務不履行責任	民法第 415 条	10 年（民法第 167 条）	
旅客運送事業者の責任	商法第 590 条	5 年（商法第 522 条）	
製造物責任法に基づく損害賠償責任	製造物責任法第 3 条	3 年（製造物責任法第 6 条）	
運行供用者責任	自賠法第 3 条	3 年（自賠法第 4 条、民法第 724 条）	
自賠責保険等に対する被害者請求権	自賠法第 16 条第 1 項	3 年（自賠法第 19 条）	
自動車保険等に対する	保険約款	3 年（保険法第 95 条）	

請求権者の直接請求権			

※　時効の起算点は、求償根拠となる損害賠償請求権の発生日＝不法行為が行われた日＝災害発生日「の翌日」からとなる（民法第140条に基づく初日不算入の期間の起算方法を適用）。

第５　調定変更手続

債権調査確認決定決議を行った後に、過失割合の認定誤りその他の事情によって債権金額を変更する必要が生じた場合には、ＡＤＡＭＳに登録されている当該債権に対する変更情報の登録を行い、その際に出力される変更決議書により変更決議を行うこと。

また、調定変更後の決議書には、調定変更前の決議書及び付属書類を必ず添付すること。この取扱いは、歳入徴収官事務規程第７条第１項において、「歳入徴収官は、調査決定をした後において、当該調査決定した金額につき、法令の規定又は調査決定漏れその他の誤びゅう等特別の事由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。」と規定されているためであり、調定変更後の決議書と調定変更前の決議書を一連の書類として取り扱うことにより増加額又は減少額を明確にすること及び変更の部分等を明らかにすることが目的なので、添付漏れがないよう留意すること。

（参考）歳入徴収官事務規程　第７条　［調査決定の変更等］

第６　求償権行使の差し控えの決定等

１　求償権行使の差し控えの決定方法

署長から債権発生通知を受けた局長は、三者システムの検索機能により求償差し控え事案のみを抽出した通知書リストを用いて債権の確認決定決議を行うとともに、同時に求償権行使の差し控えも併せて決定すること。当該決裁に当たっては、印刷した通知書リストに決裁欄を設けるなどして対応すること。

(1)　局が行う調査

求償権行使の差し控えの決定の際に局が行う調査は、原則として三者システムにイメージ登録された第三者行為災害届等により求償権行使の差し控え事案に該当するかどうかを確認することで足りること。

(2)　求償権行使の差し控え事案に該当しない場合

(1)の調査の結果、求償権の行使を差し控えるべきであるという署長の判断に疑問が生じた場合には、局長は、速やかに署長に対し追加の資料の送付を求め、求償権の行使を差し控える事案に該当しないと判断した場合には、三者システムに入力された処理区分を「求償差し控え」から「要求償」に修正し、備考欄に「局において求償差し控えではなく要求償事案と決定」等、決定内容を変更した旨がわかる情報を記入した上で、債権確認決定決議を行うこと。

(3)　災害発生から３年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合

第１章第７の４(3)において、災害発生から３年経過間際のため至急処理すべき事案として署から連絡を受けたものについては、次の①又は②により、確実に３年経過までに局において当当該事案に係る事務処理を完了(求償差し控えに該当しないと判断した場合は債権確認決定決議及び納入告知を行うことを意味する。以下同じ。）できるよう、迅速に処理すること。

① 債権発生通知の配信を待っても、災害発生から３年経過までに局において当該事案に係る事務処理を完了できる見通しの事案については、債権発生通知の配信後、前記(1)、(2)による事務処理を行うこと。

② 債権発生通知の配信を待つと災害発生から３年経過までに局において当該事案に係る事務処理を完了できない恐れのある事案については、署が三者システムに入力した処理経過簿及びイメージ登録した決裁資料（調査復命書及び保険給付額に係る資料）を印刷し、これを債権発生通知とみなして、前記(1)、(2)による事務処理を行うこと。

２　決裁済み文書の綴てつ、保存及び債権管理

求償差し控えの決定について決裁を行った通知書リストについては、決裁時の添付書類とともに取りまとめ、年度別に編てつし保存すること。

また、求償差し控えの決定を行った事案については、決裁を行った通知書リストを債権管理簿として取り扱うものとする。

第７　第二当事者不明事案

二当不明事案に係る求償事務は次により行うこと。

１　請求時から不明の場合

(1)　第二当事者に係る調査及び三者システム上の処理

請求時からの二当不明事案にあっても、システム上での債権発生通知は必要となることから、署は第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄に、全角で「不明　局署コード」(例：不明　０１０１）と入力し、処理区分を「求償差し控え」とした上で署の入力情報を確定させ、債権発生通知を行い、その後は、災害発生から３年間は、署で定期的に第二当事者に係る調査を行う都度、三者システム上の処理経過簿情報を更新することとなっている。

局においては、署が更新した三者システムの処理経過簿を参照する等の方法で署の調査状況を定期的に把握することにより、第二当事者に係る調査として差し支えない。

また、署での調査の結果、災害発生後３年以内に第二当事者が判明した場合は、署は処理経過簿に「所在判明」等と記入の上、必要な調査資料等を局に送付し、所在が判明した旨の連絡を行うこととなっている。

したがって、局においては、連絡を受け次第、三者システムの処理区分欄を「要求償」に修正し、第二当事者の氏名漢字欄や住所欄等を更新するとともに、必要に応じて署から送付された調査資料をイメージ登録し、当該事案の債権発生通知が配信された後、速やかに債権調査確認決定決議を行うこと。ただし、債権発生通知の配信を待つと災害発生から３年経過までに局において当該事案に係る事務処理を完了できない恐れのある事案については、署が三者システ

ムに入力した処理経過簿及びイメージ登録した決裁資料（調査復命書及び保険給付額に係る資料）を印刷し、これを債権発生通知とみなして、前記第２の１(4)②に準じて事務処理を行うこと。

(2) 債権管理

災害発生日から３年経過した時点で処理経経過簿等を確認し、第二当事者が判明していない場合には、前記第６の求償権行使の差し控え事案と同様の事務処理により債権管理を行って差し支えない。

2 初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合

初回の労災保険給付を行った段階においては第二当事者の所在は判明していたが、その後転居等により第二当事者の所在が不明となった場合については、署において、三者システムの備考欄に「初回の保険給付後、第二当事者が所在不明となった」等の情報を記載の上、通常の債権発生通知として局署に配信される。

局においては、署が三者システムに登録した第二当事者等の情報に基づき債権調査確認決定決議を行うこと。

なお、備考欄のみに所在不明に関する情報を入力した場合、通知書等には、備考欄の情報が表示されず、その事案が一般の要求償事案なのか、所在不明事案なのかが一見して分からないため、必要に応じて、備考欄への入力に代えて、請求時から不明の場合に準じて、署において第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄に、氏名の前に全角で「不明　局署コード」（例：不明　０１０１）と追記して管理しても差し支えない。

(1) 第二当事者に係る調査

第二当事者等の所在が不明になっている場合については、納入告知書は到達せず、請求が完了しないものである。この場合は、局又は署において災害発生から３年間は、定期的に第二当事者に係る調査を行うこと。

(2) 債権管理

第二当事者が判明するまで又は災害発生から３年を経過するまでは、少なくとも年に１回は定期的に第二当事者等の所在に係る調査を行うこと。なお、災害発生から３年を経過しても第二当事者等の所在が明らかにならなかった場合については、時効完成となるので不納欠損として処理すること。なお、不納欠損処理については、第12の４（4）に示す事項に留意の上、具体的事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づき行うこと。

3 所在不明者に係る調査の外部委託について

所在不明者の調査については、１、２の記載どおり、１は署において、２は局又は署で実施することとなっているが、これらに代わり、局から委託事業の納入督励業務の一部として委託することにより、それぞれの調査に代えることとしても差し支えない。また、委託を行った場合、受託者からの調査状況報告を定期的に取りまとめ、組織的な管理を行っていれば、それ以外に、署及び局において、特段の調査等を行う必要はない。

第８　海外で発生した第三者行為災害

基本的な考え方や事務処理は、第２章の第 10 のとおりであるが、局における求償事務及び債権管理は次により行うこと。

１　原則的取扱い

労災保険法第 12 条の４の効力は国内に限られること等から、原則として求償権の行使差し控え事案として取り扱って差し支えないとしている。したがって、債権管理は求償権行使の差し控え事案と同様に行うこと。

２　求償を行う場合

次の２つの前提条件を満たすことが明らかである場合については、国内において第二当事者等に求償する場合と同様に事務処理を行って差し支えない。

①　災害発生地国の法令に基づき、第二当事者等に第一当事者等に対する損害賠償義務が発生していること

②　災害発生地国の法令に、労災保険法第 12 条の４第１項と同趣旨の損害賠償者の代位について定めた規定が存在すること

第９　派遣先求償

派遣労働者が被った労働災害のうち直接の加害行為が存在しない事案であって、第三者行為災害として取り扱うこととしている事案については第２章の第 11 のとおりであるが、局における求償事務は次により行うこと。

１　派遣先事業主に求償すべき事案に係る疑義

派遣労働者の被った労働災害であって直接の加害行為が存在しない災害が、第三者行為災害に該当するかどうかの判断に疑義がある場合、又は法令違反は認められないが派遣先事業主の故意又は過失が災害の原因となっていることが明らかな場合については、本省に協議すること。

２　求償事務

署において派遣先求償事案に該当すると判断された事案については、通常の第三者行為災害事案と同様に三者システムによる債権発生通知が行われるので、局においては当該通知書等の配信を受けた後、速やかに債権調査確認決定決議を行うこと。

(1)　過失割合の決定

派遣先事業主に対して求償を行う際の過失相殺については、判例タイムズのような参考となるべき基準等がなく、過失割合の一般的な基準を定めることは現時点では困難であることから、当事者の主張が一致しない場合は、労災法務専門員の意見を必ず徴すること。

なお、過失割合の上限は、過失相殺率の認定基準における車両と歩行者との間の過失相殺の場合に準じ、第一当事者の過失は、原則として７割を超えないものとすること。

また、派遣先事業主を第二当事者とする第三者行為災害に該当するのは、原則として派遣先事業主に災害の直接原因となる安全衛生法令違反が認められる場合であることから、派遣労働者に安全衛生法令違反が認められない場合など、派遣労働者の過失を相殺する必要がない場合があることに留意すること。

(2) 納入告知等

通常の第三者行為災害に係る事務処理と同様に行うこと。

なお、事務処理に当たり疑義が生じた場合には、本省に相談すること。

(3) 求償権行使の差し控え

求償権行使の差し控えの判断及び債権管理については、通常の第三者行為災害に係る事務処理と同様に行うこと。

第10 船員に係る第三者行為災害

局における船員に係る第三者行為災害に関する事務処理については、原則として、本手引き及び「債権管理事務取扱手引」に定める通常の第三者行為災害事務と同様に行うこととするが、これにより難い事案については、本省に相談すること

第11 その他求償権を行使する際の留意事項

第三者行為災害において政府が取得する求償権は、第一当事者等が元来有していた権利と同一の性質を有するものであり、求償権を行使する際に、いかなる権利に基づき第二当事者等又は保険会社等に対して求償するのかについて正しく理解しておくことが求償事務を円滑に進める上で必要不可欠である。すなわち、例えば第二当事者等に挙証責任が転換されている場合や第二当事者が無過失責任を負うような事案については、局において第二当事者に過失があるということを第一次的に立証しなくても求償を行うことができ、また、たとえ第二当事者等から事実認定をめぐって反論が行われたとしても、挙証責任は相手方にあるということを主張するだけで足りることになる。

なお、求償権を行使する際に留意すべき事項についての要点は、次のとおりであるので、十分に留意して適正な事務処理を行うこと。

1 控除前相殺説と控除後相殺説

保険会社等から、求償額算出に当たって労災保険給付額に当事者の過失割合を乗じたもので算出すべきである等の主張がなされることがある。第三者行為災害の損害賠償額算定に当たっての過失相殺と、労災保険給付の控除との先後関係については、学説上「控除前相殺説」と「控除後相殺説」が存在しているが、最高裁判決（最高裁第３小法廷判決　平成元年４月11日昭和63年(オ)第462号損害賠償請求事件）により、控除前相殺説を採ることが明らかにされており、求償額の算出は控除前相殺説に基づき行っているものである。

なお、前述の算出方法は「控除後相殺説」の立場に立つものであり、最高裁判決と異なる立場による算出方法を採用することはできない。

（参考）

控除前相殺説 ･･･ 賠償請求可能額 ＝ 損害額 ×（１－過失割合）― 労災保険給付

控除後相殺説 ･･･ 賠償請求可能額 ＝ （損害額 ― 労災保険給付）×（１－過失割合）

2　保険会社等と損害の範囲について意見の相違がある場合

保険会社等に求償を行った結果、第一当事者の治療の必要性、休業期間及び障害等級について署の判断と相違した見解を主張された場合には、労災診療費の審査担当と確実に連携して、労災保険の給付内容の適否等について改めて十分な確認を行い、給付内容が適切であれば、労災保険としての考え方を十分に説明するとともに、保険会社等の主張の根拠や所持している資料等についての説明を求め、見解の相違の原因を確認するなど、意見調整を行い、その結果に応じて、次のとおり対応すること。

① 意見調整を行った結果、保険給付額の算定誤りが原因であった場合には、調定変更の手続きを経た上で求償額を減額変更することとなるが、当該減額分については、過誤払いとして、医療機関等から回収を行う必要があるので、「労災保険給付事務取扱手引Ⅴの２の第３の２」及び「債権管理事務取扱手引」に基づき、確実に過誤払分の返納を求める事務処理が行われるよう、過誤払に係る債権管理担当者等との間で十分な連携を行うこと。

② 意見調整を行った結果、保険給付額の算定誤りはないものの、双方の主張が相容れず、こちらの算定した損害額では保険会社等からの応償が見込めない場合には、調定変更の手続きを経た上で求償額を減額変更することはやむを得ないが、この場合、保険会社等に対して減額した分の求償額については、第二当事者等、他の不真性連帯債務関係にある者に対して求償を行うこと。

③ 意見調整を行った結果、局の主張が正当であり、保険会社等の主張が明らかに妥当性を欠いていると判断される場合には、労災法務専門員に意見を求め、その見解を踏まえた主張を行ったり、委託事業の債権回収事業に委託する等により、求償手続を進めること。それでもなお解決に至らない事案については、訴訟の提起を念頭に入れて求償手続きを進めること。

3　複数の損害賠償請求権が競合する場合

第一当事者等が同一の事案について複数の損害賠償請求権を競合して取得した場合には、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権（求償権）も競合した請求権となることから、請求権発生の原因となったそれぞれの法律的根拠に基づいて政府の利益に最も適合する適切な請求権を選択して行使する必要があること。

その場合、政府が選択すべき請求権とは、主に次の事項によって判断されるものであること。

① 消滅時効の期間が長いもの

② 相手方に無過失責任が課せられているもの

③ 相手方に立証責任が転換されているもの

なお、使用者責任、債務不履行責任（例えば旅客運送事業者や旅館営業者の責任）等については、立証責任が転換されているものとほぼ同程度に有利であると考えられること。

4　一般法と特別法の関係

第三者行為災害の大部分を占める交通事故の場合、民法上の不法行為責任と自賠法上の運行供用者責任とが競合することとなるが、自賠法は民法に対して特別法の関係に立つことから、この場合には自賠法が優先して適用されることとなる。自賠法上の運行供用者責任に係る挙証責任は相手方に転換されているために、政府は災害の存在を主張さえすれば足り、相手方が「自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」、「被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと」及び「自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと」を立証しない限り相手方は損害賠償責任を免れることはできない。このため、運行供用者責任に基づいて損害賠償請求を行う場合には比較的容易に事務処理を進めることができる。

5　製造物責任法に基づく損害賠償

欠陥商品等によって損害を生じた場合には、製造物責任法に基づき物の製造、加工又は輸入にかかわった者の責任が明確となっているので留意すること。

6　第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の求償の取扱い

(1)　第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の考え方

労災保険を給付する原因となった災害が事業主責任災害と第三者行為災害の両者の性格を持つことがある。事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する事案において事業主と第三者は、第一当事者に対して民事損害賠償に関し不真正連帯債務を負うことになる。

次の場合については、第三者行為災害に係る支給調整については求償差し控え該当事案となることから、第三者行為災害と事業主責任災害が競合する事案としては取り扱わず、原則としてすべて事業主責任災害のみが成立する事案であるとみなして取り扱うこと。

ア　同僚労働者の加害行為による業務災害又は通勤災害

ただし、当該労働者等を雇用する事業主が、民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合（通勤災害は該当しない）、又は自賠法第3条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

イ　同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による業務災害又は通勤災害

ただし、当該事業主が民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合（通勤災害は該当しない）、又は自賠法第3条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

ウ　加害行為を行った者の中に上記ア及びイに該当する者を含むいわゆる共同不法行為の場合における業務災害又は通勤災害

エ　下請負人の労働者が加害行為を行った場合における業務災害

ただし、請負事業の一括が認められている建設業に関する事業であって元請負人が民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合又は自賠法第3条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

(2) 競合事案の事務処理

事業主責任災害として労災保険給付との支給調整を必要とするのは、事業主分として労災保険相当分の損害賠償が行われた場合に限られるので、いわゆる労災保険給付の上積み分に相当する民事損害賠償を受けても、支給調整を行う必要はない。

したがって、事業主が損害賠償を行ったという事実を把握するまでの間は、第三者行為災害事案として処理し、事業主が損害賠償を行ったことを把握した後、昭和56年6月12日付け基発第60号「民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準」及び「事業主賠償との支給調整事務取扱手引」に基づき支給調整を行うこと。

（参考）労災保険法　第64条　［損害賠償との調整に関する暫定措置］

第12 債権管理

第三者行為災害に係る損害賠償債権については、次のとおり管理することとするが、具体的事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づき行うこと。

1 債権管理簿への登記

求償権行使の差し控え該当事案以外の債権であって債権調査確認決定を行った債権については、ＡＤＡＭＳ端末が債権管理簿であり、債権調査確認及び歳入調査決定決議兼債権管理簿の作成により既に登記されているため改めて債権管理簿を作成する必要はないこと。

なお、ＡＤＡＭＳ端末だけでは管理できない部分について、別途補助的な債権管理簿を独自に作成し、管理することは差し支えない。

また、求償権の行使を差し控えた事案についてはＡＤＡＭＳへの登記は不要であるが、前記第６の２のとおり債権管理を行うこと。

2 組織的な債権管理

(1) 債権回収計画の策定

局が管理する収納未済債権については、毎年度、債権ごとに、その回収方法、納入督励の手法、講ずべき時効中断措置、これらを実施する予定時期等を明確にした債権回収計画を策定すること。

その際、当該債権回収計画には、債権の収納状況や、時効中断措置又は納入督励の実施状況を記載できるリストを添付すること。

なお、債権回収計画及びリストは、必要な情報が記載されていれば、一つの様式で兼ねることとしても差し支えない。

また、委託事業を活用する場合には、債権回収計画で記載すべき回収方法、納入督励の手法、講ずべき時効中断措置等については、基本的に委託事業への債権登録予定時期や活用状況を記載するのみで差し支えない。

(2) 収納未済債権リストの定期的な決裁等

上記(1)のリストについては、四半期に１回、定期的に決裁するとともに、処理の遅れや時

効中断措置の漏れがないようにすること。

この場合、消滅時効の完成が間近に迫っている事案がある場合には、当該事案について優先的に事務処理を行うよう指示すること。また、多数の事案が計画どおりに進んでいない場合には、調整の上、当該事務に必要な人員を投入する等、的確な対応を行うこと。

3 督促手続

納入告知を行っても納入期限までに債権の全部又は一部が応償されない場合には、債権管理法第13条第2項及び債管則第20条に基づき、債務者に対して督促状の送付等の督促手続を講じること。

また、督促手続を行っている間に消滅時効が成立しないよう十分に注意するとともに、納入告知自体にも会計法第32条の規定により時効の中断の効果があるが、債務の承認によりなされた時効の中断については、証拠となる書類等の確保・作成を確実に行うなど適切な処理を行うこと。

なお、本項の督促手続は委託事業の納入督励業務において実施可能である。委託事業においては、納入告知後、納入期限までに債権の全部又は一部が応償されない場合、四半期に一度の委託事業への債権登録時期に登録を行えば、督促状の送付等、一連の業務を受託者が実施する。当該委託事業を活用した場合、本項の業務について労働局で別途行う必要はないので、積極的に活用すること。

(参考)	債権管理法	第13条	[納入の告知及び督促]
	債権管理事務取扱規則	第20条	[督促の手続等]
	会計法	第32条	[納入告知の時効中断効力]

4 強制履行手続等

(1) 強制履行手続

督促手続を講じた後相当の期間が経過、又は、督促手続を講じた後に委託事業の債権回収業務を活用してもなお債務者から債権の全部又は一部が応償されない場合には、下記(2)～(4)の場合を除き、債権管理法第15条第3号の規定に基づき訴訟手続を講じること。さらに債権を保全するために必要があるときには、債権管理法第18条第2項の規定に基づき仮差押又は仮処分等の保全措置を講じること。

この場合、債務者に対して債務の履行の督促をした後、強制履行手続をとるまでの猶予期間については、債務の内容、消滅時効成立までの期間の長短、債務者の資産状況及び弁済に対する誠意、強制履行措置による効果等を総合的に判断して決定すること。

なお、強制履行は不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合には、原則としてすべての債務者に対して同時に手続をとること。

また、強制履行及び保全措置を講じることとした際には、次の事項を明らかにした書面を局の所在地を管轄区域とする法務局長（所掌は訟務部）又は地方法務局長（所掌は訟務課）に対して提出し、訴訟手続を依頼すること。

① 債務者の住所及び氏名又は名称

② 債権の内容 （債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項、延滞金に関する事項等）
③ 債権の発生原因
④ 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由
⑤ 納入告知及び督促手続等の経緯
⑥ 債権の存否又は内容についての債務者との争いの有無等
⑦ 証拠書類の有無及び内容
⑧ 法務大臣の所部の職員との連絡に当たる職員の官職氏名及び所属部局名並びに連絡先
⑨ 国の指定代理人とすることを必要とする者がいる場合には、その者の官職氏名及び所属部局名並びに連絡先
⑩ その他参考となる事項

また、前記事項を記載した書面には、証拠書類及びその他必要と認められる書類のほか、債務者が法人である場合にはその法人に関する登記簿謄本、不動産に関する措置を求める場合には不動産登記簿謄本を添付すること。

（参考）債権管理法　第15条　［強制履行の請求等］
　　第18条　［その他の保全措置］

(2) 徴収停止

納入告知書で定める履行期限から相当の期間を経過してもなお応償されていない場合であっても、次に定める事由（具体的には「債権管理事務取扱手引」を参照）に該当する場合には、債権管理法第21条第1項に基づき徴収停止とし、以後当該債権についての保全又は督促手続等は行わず債権管理事務を終了させること。

その際、ＡＤＡＭＳへの登録を行い出力される「徴収停止決議書」により決議を行うこと。

① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合

② 差し押さえることのできる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められ（債管令第20条第2号及び第3号に該当する場合を除く）、かつ、債務者の所在が3年以上継続して不明であり※1、次に掲げる調査をしてもその所在が不分明である場合※2

ただし、第三者行為災害事務において、求償を行う損害賠償責任の根拠から、時効が3年となる場合には、本事由に基づき徴収停止を行うのではなく、債権のみなし消滅事由に該当するものとして、不納欠損の処理を行うこととなるため注意すること。

a 近隣者、同業者、知人等に対する聞き込み調査
b 本籍地市町村への照会及び親族関係に対する調査
c 所在地不明前の住所、又は居所及び転居先と思われる市町村への照会

※1 「3年以上継続して不明であり」とは、少なくとも、当初所在が不分明であったことが実地調査又は市町村役場の調査等により客観的に認められ、かつ、その後数次に亘り文書を郵送するも返送され、また、実地調査を行うも所在が不分明であったことが返戻郵便物又は事跡書等により証され、この状態が3年間継続していた場合をいう。

※2 「次に掲げる調査をしてもその所在が不分明である場合」とは、徴収停止をしよう

とする現在において、再度、これらの調査をしても、なおその所在が不分明であることをいうこと。

③ 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

(参考) 債権管理法　　第21条　[徴収停止]
債権管理法施行令　第20条　[徴収停止ができる場合]

(3) 履行期限の延期

債務者が全部の債務の弁済を履行期限までに履行することが困難であり、かつ債務者の有する資産の状況等を考慮した場合、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるような事案においては、債権管理法第24条の規定に基づき履行期限を延長すること。

その際、ＡＤＡＭＳへの登録を行い出力される「履行延期特約等決議書　債権調査確認変更・歳入調査決定変更及び徴収決定外誤納決議書兼債権管理簿（その他）」により決議を行うこと。

なお、履行期限の延長は、同法施行令第25条に基づき、履行期限の延長を必要とする理由及び延長に係る履行期限等を記載した債権者からの書面による申請に基づいて行うものとし、具体的な事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づき行うこと。

(参考) 債権管理法　　第24条　[履行延期の特約等をすることができる場合]
債権管理法施行令　第25条　[履行延期の特約等の手続]

(4) 債権のみなし消滅と不納欠損処分

ア 債権のみなし消滅

歳入徴収官は、その管理する債権について、次のような特別な事由があり、請求権の行使が著しく困難である場合等、実質的に経済価値が完全に消滅していると認められる債権について、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして、「債権の消滅」と同様の処理をすることが認められている。

【債権の見なし消滅の整理をすることのできる事由の一例】

- 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあること。
- 破産法、会社更生法その他の法令の規程により債務者が債権につきその責任を免れたこと。

※ 他の事由については債権管理事務取扱手引を参照。

イ 不納欠損処分

歳入徴収官が調査決定した金額でまだ収納済みとならない歳入金のうち、債権のみなし消滅事由に該当する等、次のような事由に該当することにより収納することができなくなった場合に、収納できない金額を欠損処分として整理することとなり、これを不納欠損という。不納欠損処分は国の徴収権を放棄することとなる最終的な措置であるから、このようなことのないよう、それ以前において十分な措置を講ずるように努めなければならない。

【不納欠損を行う必要がある事由の一例】

- 法令の規定により免除された場合
- 消滅時効が完成し、かつ債務者が援用した場合
- 債権のみなし消滅の整理をすることのできる事由に該当する場合

※　他の事由については債権管理事務取扱手引を参照。

ウ　第三者行為災害求償債権における留意点

第三者行為災害求償債権においては、初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合で、調査を尽くしても第二当事者の所在が最後まで不明のまま、といった事情等により、結果的に不納欠損処分をせざるを得ない状況が生じ得るが、この場合、以下の点に留意すること。

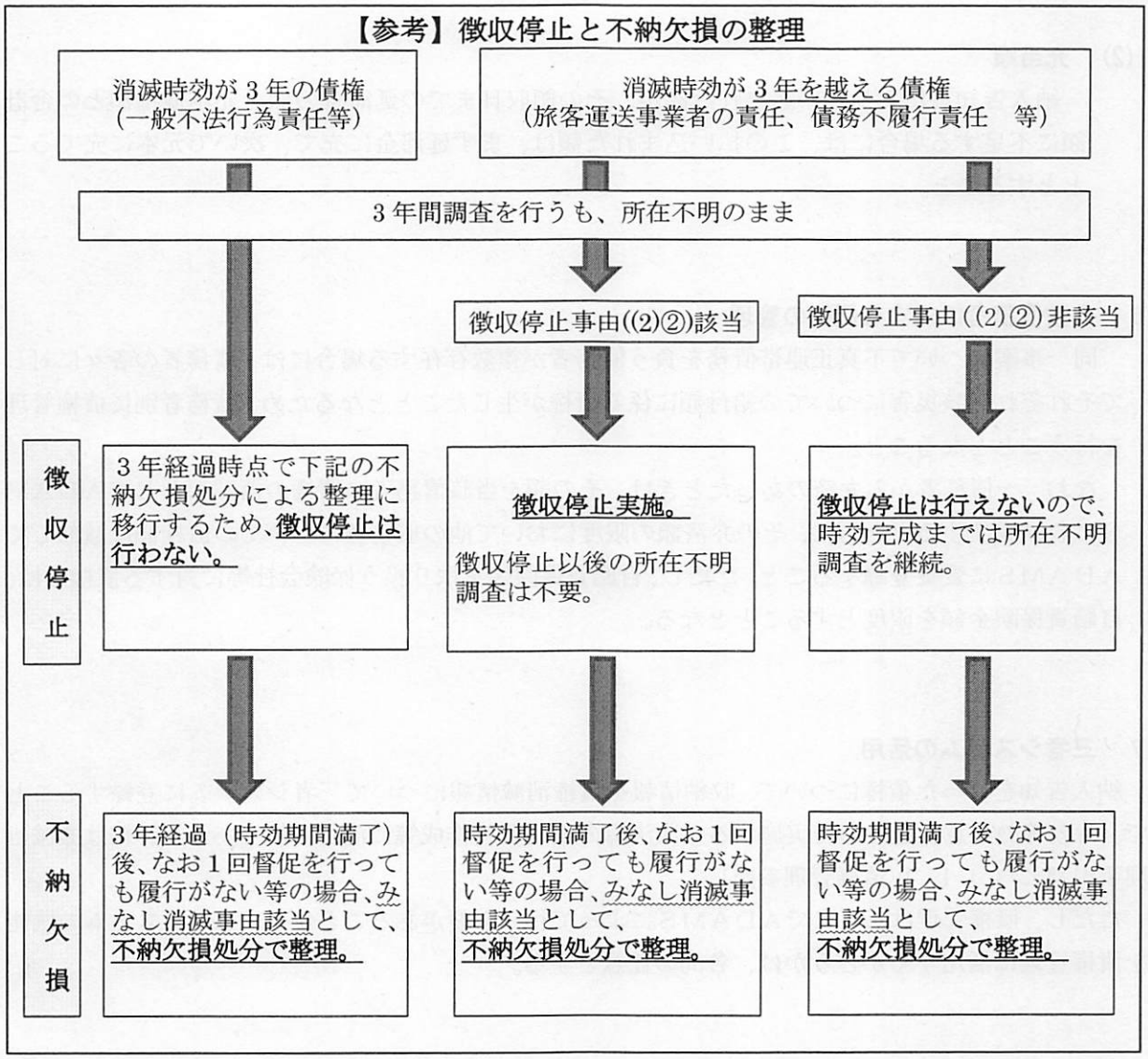
① 第三者行為災害において求償を行う場合、当該債権は「私法上の債権」に分類される。「私法上の債権」については、時効について援用が必要とされており、援用するまでは債権として残り、援用した場合に不納欠損として処分することとなる。

ただし、二当不明事案については、所在不明により時効援用の確認自体が困難であるため、徴収停止の場合の取扱いに準拠し、消滅時効の期間経過後に、再度所在不明者に調査を行い、それでもなお所在が判明しなかった場合に、「債務者が時効の援用をする見込みがある」ものとして、みなし消滅事由該当と判断し、不納欠損処分として整理すること。

② 第４の「３　時効」に示すとおり、求償を行う際の損害賠償責任の根拠により、消滅時効の期間が異なる。一般不法行為責任等や、自賠責保険等又は自動車保険等における被害者請求権など、消滅時効が３年とされているものを根拠として求償することがほとんどであると思われるが、時効が５年（旅客運送事業者の責任）や10年（債務不履行責任）とされているものを根拠として求償した場合については、当然、二当不明事案については、3年経過後も、時効までの間は、少なくとも年に1回は、所在不明者の調査を継続する必要があること。

ただし、消滅時効が3年を越える債権について、所在不明のまま3年経過した場合は、(2)　徴収停止の②の事由に該当する事案については、徴収停止にて処理を行うこと。

※　①、②を整理すると次頁の表のとおりである。



※　債権の徴収停止、みなし消滅及び不納欠損処分に係る具体的な事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づき行うこと。

（参考）債権管理事務取扱規則　第30条　［債権を消滅したものとみなして整理する場合］
歳入徴収官事務規程　第27条　［不納欠損の整理及び登記］

5　延滞金

(1)　延滞金の徴収

延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金をいう。）は債権管理簿に一件として掲記した債権額（同一日に支払った補償費に係る債権額）ごとに履行期限の日より履行の日又は履行延期の特約の日（特約の日より延期利息を付することを条件とする特約をした場合にはその前日）までの期間について法定利率（年５分）により算定し徴収すること。ただし、一件の債権額が千円未満である場合及び一件の債権についての延滞金の額が 100 円未満である場合は徴収しないこと。

(2) 充当順

納入告知書により払い込まれた額が、その領収日までの延滞金の額と元本債権額との合計額に不足する場合には、この払い込まれた額は、まず延滞金に充て、次いで元本に充てることとすること。

6 多数債務者に対する債権の管理

同一事案について不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合には、債務者の各々に対してそれぞれ当該災害についての給付額に係る債権が生じたこととなるため、債務者別に債権管理を行うこととなること。

なお、一債務者から弁済のあったときは、その額を当該債務者の債権の消滅額としてＡＤＡＭＳに収納登記するとともに、その弁済額の限度において他の債務者についての債権額は減額してＡＤＡＭＳに変更登録すること。ただし、自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対する債権額は、自賠責保険金額を限度とすることとなる。

7 三者システムの活用

納入告知を行った債権について、収納情報や債権消滅情報について三者システムに登録することで、時効等の注意喚起や局で実施する年次決算の補助資料作成等に活用可能である（詳細は機械処理手引Ⅻ-2-(5)-1、Ⅳ債権管理参照）。

ただし、債権管理はあくまでＡＤＡＭＳによって行う必要があることから、三者システムの機能を債権管理に活用するかどうかは、各局の任意とする。

8 委託事業を活用した債権管理

債権管理事務は会計法令の定めに基づいた事務処理が求められ、また、最終的な事務処理をＡＤＡＭＳによって行う必要があるが、これらの制約を受けない部分については、委託事業を活用することで事務処理の簡素化、効率化を図ることが可能であるので、積極的な活用を検討すること。

以下に、ここまで触れてきた局及び署における第三者行為災害事務を踏まえつつ、委託事業を活用した債権管理の推奨されるモデルを示す。なお、委託事業に係る詳細は、毎年度の事業開始前に別途通知を行うので、これを参照すること。

(1) 基本的な考え方

局においては、第 12 で示す債権管理事務に関し、納入告知を行った後の応償状況を踏まえて委託事業に登録した債権については、労働局において行うべき業務（第 12 の「１債権管理簿への登記」（納付状況を踏まえた情報の更新等）、「２組織的な債権管理」、「４強制履行手続等」）のみを行い、委託した部分の業務（「３督促手続」の実施や、「４強制履行手続等」を局が行うに至るまでの間の債務者の所在確認及び債権回収のための折衝等）については四半期に一度行われる定期報告を踏まえて、進捗を組織的に管理することで、適切な債権管理を行っているものとして取り扱う。

(2) 委託事業の具体的な活用方法

① 新規発生債権

局においては、納入告知を行った後、履行期限までに債務者から債権の一部又は全部が応償されない場合には、当該債権について、各四半期の委託事業への債権登録時期に、各局に割り当てた上限件数の範囲内で、原則として全件を納入督励業務に登録する。債権登録は、所定様式の電子データを局から受託者に送付することにより行う。受託者は、登録された新規債権について、仕様書に基づき、督促状の送付、電話、所在確認等の納入督励業務を行う。なお、二当不明事案についても委託対象とし、二当不明事案の所在不明調査を受託者において行う。

② 委託済み債権

前年度委託済み等の債権については、次のように取り扱う。

ⅰ 前年度の委託事業により、債務者から債権の一部又は全部が応償された債権については、原則として、次年度の委託対象から除外する。ただし、分割納付を認めた事案について、全額が応償される前に債務者からの納付が途絶えた事案等については、各四半期の委託事業への新規発生債権登録時期に併せて、局が再度納入督励業務に登録することも可とする。

ⅱ 前年度の委託事業実施後も、債務者から全く応償されなかった事案については、原則として次年度以降も継続して委託対象とする。

その際、時効までの期間が1年未満であり、債務者の合計債権額が委託事業の仕様書で示す一定金額以上の債権については、債権回収業務の対象とし、それ以外の債権は納入督励業務の対象とすることを原則とする。

債権回収業務においては、受託者の弁護士が債務者に対して内容証明を送付後、直接折衝を行い、債権回収を図る。なお、債権回収業務を行うには、当該第三者行為災害に係る具体的な情報が必要となるため、委託した債権については、仕様書で定める所定の資料を労働局から受託者に対して、所定期間内に提供すること。

ⅲ 委託済み債権を継続対象とするか、除外対象とするかについては、年度当初に本省が各局に対して委託済み債権の納付状況等に係る調査（4月上旬に依頼し、5月中を報告期限とする。）を行うので、この際に所定様式に前年度委託債権の納付状況や次年度委託要否等を記入し、本省に報告を行うとともに、当該報告様式が受託者に対する継続対象債権の登録様式となるので、委託事業開始後、原則として２０日以内に、受託者に対して登録すること。なお、債権回収業務に必要となる、事案の具体的な情報等に関する資料については、作成に一定の時間を要することから、整った事案から随時登録を行って差し支えない。

また、納入督励、債権回収のそれぞれの業務で実施可能な各局上限件数については、予算の範囲内で一定の制約があるため、必要に応じて本省にて調整を行うことがあり得る。

③ 消滅時効期間を迎えた債権

第 12 の４(2)及び(4)で示すとおり、結果として徴収停止又は不納欠損処理の整理をせざるを得なくなった事案については、徴収停止時点におけるあらためての所在確認調査や、不納欠損処理の整理に当たっての時効援用に関する確認（督促状の送付）が必要となるた

め、当該事務についても委託事業において実施する。当該事務の対象債権については、各四半期の委託事業への新規発生債権登録時期に併せて、局が再度納入督励業務に登録する。

④　委託後の労働局の事務処理

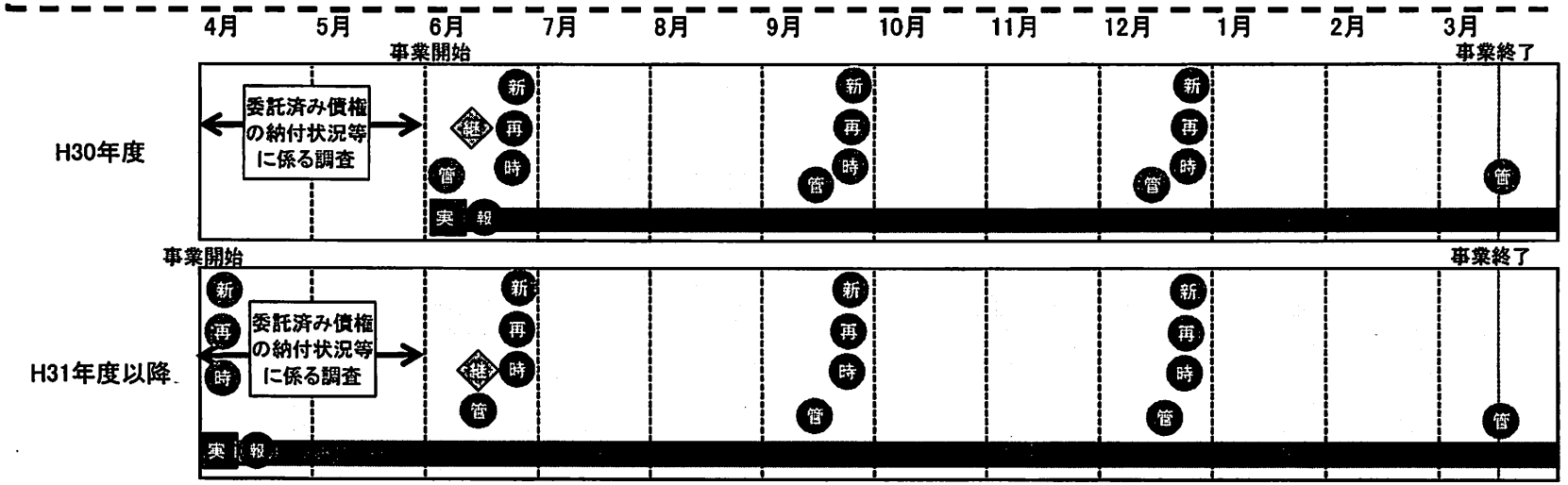
受託者は、毎月１回、所定様式にて業務実施状況を労働局に対して報告するので、労働局は、当該報告を整理し、また債務者から納付があった場合には、第 12 の「1　債権管理簿への登記」に関してＡＤＡＭＳに納付状況の登録等を行った上、第 12 の「2　組織的な債権管理」のとおり、収納未済債権リストを四半期に一度決裁し、組織的な管理を行うこと。また、債権回収計画については、委託事業を活用している債権については、回収方法等の記載について委託予定や委託状況を記載すれば足りること。

※　次頁に、委託事業を活用した債権管理の流れを示す。

第三者行為災害事務における委託事業を活用した債権管理の流れ

図中の記号の意味

- 新 局：新規発生債権の登録
  対象：納入告知後、履行期限までに一部又は全部が未応償の債権
  ※所在不明事案も含む。
  ※債権発生時期に応じて、当該～翌四半期までに登録
- 再 局：再度委託債権の登録
  対象：分納による納付が途切れた債権
  ※未納付を把握した時期に応じて、当該～翌四半期までに登録
- 継 局：委託済み債権登録
  ⇒各局における委託済み債権の納付状況等に係る調査結果を踏まえて、継続事案を事業開始後、原則として20日以内に債権登録。
- 時 局：時効到来等債権の登録
  対象：所在不明のまま3年経過等により、徴収停止又は不納欠損処理が必要な債権
  ※時効が到来した時期に応じて、当該～翌四半期までに登録
- 実 受託者：納入督励業務（督促状、電話、　所在確認）又は債権回収業務実施
  ※時効までの残り期間、債権額等により、納入督励、債権回収いずれかを実施。
- 報 受託者：毎月の実施状況報告
- 管 局：組織的な債権管理
  ・四半期に一度、収納未済債権リストを決裁
  ・毎年度の債権回収計画の策定



※1　平成30年度以前に発生済みの債権で、前年度の委託していない債権についても、原則としてこれに準じて処理を行うこととする。
※2「局における組織的な債権管理」の実施時期は便宜上示しているが、四半期に一度行われていれば、実施時期は各局の任意。
※3　図に示す他、労働局においては、納入状況のADAMSへの登記、徴収停止又は不納欠損等、会計法令上労働局で行うべき業務について、随時実施が必要。

第４章　特殊な場合の調整

「国に損害賠償責任が認められる場合」、「地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合」、「防衛省職員の不法行為による災害の場合」、「日本国内に駐留する合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合」、「外国船上において日本人労働者が被災した場合」、「航空機による災害の場合」、及び「原子力損害の場合」にあっては、次により支給調整事務を処理すること。

第１　国に損害賠償責任が認められる場合

第一当事者等が国に対して損害賠償請求権を有する場合においても、労災保険法第 12 条の４第１項に基づき、政府は労災保険給付を行った価額の限度で、第一当事者等の有する損害賠償請求権を取得する。ただし、第一当事者等が有していた損害賠償請求権を取得した結果、政府が行使できる求償権は裁判上これを争うことはできないので、加害行為を行った公務員が所属する機関又は損害賠償責任が生じる原因となった事由を所掌する機関と折衝の上適切に対応すること。

また、国に損害賠償責任が認められる災害については、第一当事者等に対して、でき得る限り労災保険給付の支給決定以前に国に対し損害賠償を請求するよう指導し、国より損害賠償金が支払われた場合には、労災保険法第 12 条の４第２項の規定により控除事案として処理すること。

第２　地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合

地方公共団体が「自治事務」及び「法定受託事務」を行う際に第一当事者等に対して損害を与えた場合には、労災保険法第 12 条の４第１項に基づく求償権の行使は当該地方公共団体に対して行うこと。

第３　防衛省職員の不法行為による災害の場合

労災保険給付と防衛省が行う損害賠償との間で支給調整を行うこととなるが、その取扱いは次のとおりとすること。

１　関係機関への通知

防衛省職員の不法行為によって労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合には、その旨を別表に定めるところに従い、防衛省の部隊又は機関の長（以下「防衛省」という。）と厚生労働省の担当部局の長（以下「厚労省」という。）は遅滞なく相互に連絡し通知すること。

（別表）関係機関等の相互通知先

	防衛省の部隊 及び機関の長	厚働省の 担当局の長
陸上自衛隊	各駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長 各地方協力本部長 自衛隊中央病院長	労災保険給付事務は被災労働者の勤務する事業場を管轄する労働基準監督署長 求償事務は上記署を管轄する都道府県労働局長
海上自衛隊	各地方総監 東京業務隊司令 第１術科学校長 海上自衛隊航空補給処長 各航空群司令 各教育航空群司令 各基地隊司令 第２４航空隊司令	
航空自衛隊	各基地司令 各分屯基地司令	
その他の賠償実施機関	賠償実施機関の長	

２　労災保険給付と損害賠償金の調整

①　受傷時における医師の意見により第一当事者の療養期間が１か月を超えると見込まれる事案については、労災保険給付を先行させることとし、それ以外の事案については防衛省の損害賠償を先行させること。ただし、第一当事者等が、困窮あるいは給付遅延見込み等を理由として労災保険給付又は防衛省に対する損害賠償を請求してきた場合には、請求を受けた者において給付を行うこと。

②　防衛省の損害賠償金が支払われる前に第一当事者等に対し労災保険給付を行った場合は、防衛省に対しその旨通知すること。

③　労災保険給付が行われる前に防衛省が第一当事者等に対し損害賠償金を支払った場合は、その都度防衛省より通知されるものであること。

３　求償

防衛省に対する求償権の行使については、防衛省は「防衛省の損害賠償に関する訓令」により認定した損害賠償の額を限度として支払に応じることとなっているので、求償額と防衛省認定額とを調整する必要が生じた場合には、協議した上で事務処理を行うこと。

第４　日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合

１　損害賠償請求権

日本国内にあるアメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が不法行為によって他人に損害を加えたときは、次の区分によって賠償金が支払われることになっている。

①　構成員又は被用者がその職務を行うについて、不法行為によって他人に損害を加えたときは、日本国が損害賠償の責に任じ賠償金を支払う責任を負う（地位協定に伴う民事特別法第１条）。

②　構成員又は被用者が①以外の不法行為によって他人に損害を加えたときは、合衆国の当局が賠償金（この場合はこれを慰謝料という。）を支払う（地位協定第18条第　6項）。

２　労災保険給付と損害賠償金の調整

慰謝料は第二当事者が賠償不能な場合に、第一当事者等に対してアメリカ合衆国が補償を行うものであり、アメリカ合衆国の補償法及び補償規定は、地位協定第 18 条第６項の規定の適用を受ける被害に係る保険代位請求を認めていない。

したがって、労災保険の適用を受ける労働者が、アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法行為によって被災した場合には、上記の補償金又は慰謝料が支払われることとなるが、その支払いについては請求書の審査、査定等により、相当長期間を要する実情にあり、このまま放置すれば第一当事者等の保護に欠けることともなるので、このような事案が発生した場合においては、まず労災保険により保険給付を行い、その後、次により労災保険法第 12 条の４の規定に基づき求償権を行使すること。

(1)　アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者がその職務を行う際に行った不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合

ア　第一当事者等より第三者行為災害届の提出があったとき、あるいはこの届出はないものの報道等によってその事実を把握したとき、又は第三者行為災害届の提出に先だち労災保険給付請求書が提出されたときは、署長は直ちに受給権者に対し損害賠償請求書（総理府令第42号別記様式第１号）を災害発生地を管轄する地方防衛局長あて提出するよう指導すること。

なお、その際、損害賠償請求書には「本災害については労災保険法により労災保険給付が行われる」旨を付記するよう指導すること。

イ　署長は上記アの指導を行うとともに、災害発生地を管轄する地方防衛局長に対して「本災害については労災保険法により保険給付を行う旨並びに後日労災保険給付の価額の限度で労災保険法第12条の４に基づく求償権を行使する旨」をあらかじめ通知しておくこと。

ウ　労災保険給付後に求償する場合においては次の点に留意すること。

(ｱ)　求償先は、災害発生地を管轄する地方防衛局長として納入告知書を発行すること。

なお、この場合の請求書類には、地方防衛局長が受理した損害賠償請求書の受付番号を付記すること。

(ｲ)　請求額は第一当事者に過失がない限り、第３章に記載されている求償額の算出方法にかかわらず、現実に支払った労災保険給付の全額とするが、第一当事者に故意がある場合には、損害賠償金は支払われないこと。

また、求償については、労災保険給付を行う都度行うこととするが、長期にわたる療養及び休業については、四半期ごとにこれをまとめて求償しても差し支えないこと。

なお、求償に当たっては、請求書類に労災保険給付請求書の写を添付すること。

エ　災害の発生について、第一当事者にも過失があるときには、過失相殺によって賠償金額の査定が行われることとなるから、このような場合はその額につき、あらかじめ査定権者である所轄の地方防衛局長と協議すること。

協議が整わないときは、本省にりん伺しその指示を待つこと。

(2)　アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が職務外で行った不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合

ア　原則として第二当事者等に対して求償権を行使すること。

イ　公務外損害補償請求書（総理府令第 42 条別記様式第 10 号）を提出するよう第一当事者等に指導すること。なお第二当事者等から応償されず、アメリカ合衆国から第一当事者に対して労災保険給付分も含めて慰謝料が支払われる場合には、次のとおり取り扱うこと。

(ｱ)　求償先は、災害発生地を管轄する地方防衛局長（所轄課は業務課）とすること。

(ｲ)　慰謝料の支払は地方防衛局長を経由せずアメリカ合衆国の当局より直接行われるものであること。

ウ　第一当事者等と第二当事者等（アメリカ合衆国の当局含む）との間において示談が成立した場合には、当該示談に基づき支払われた慰謝料以外は支払われないこととなるから、災害発生地を管轄する地方防衛局長又は第一当事者等と連絡をとり示談成立の有無を確認すること。仮に示談が成立していた場合においては、労災保険法第 12 条の４第２項により処理すること。

エ　アメリカ合衆国の補償法及び補償規程は、地位協定第 18 条第６項の規定の適用を受ける被害に係る保険代位請求を認めていないので、同規定による慰謝料の支払は、直接関係局長に対して行われることなく、第一当事者等宛の小切手（日本銀行支払、指図式又は記名式円小切手。）により、関係局長付をもって行われることとなっているので、この慰謝料の歳入への受付等については、次により取り扱うこと。

(ｱ)　第一当事者等に小切手と同送される慰謝料受領書用紙に所要事項を記載された上で、それを小切手振出人へ送付すること。

(ｲ)　第一当事者等から小切手の裏書譲渡を受け、それを歳入歳出外現金として取り扱うこと。この場合において、第一当事者等には、歳入歳出現金領収書を交付すること。

(ｳ)　小切手を換算した現金を求償権行使に係る納入告知害に添えて歳入に受け入れるものとすること。この場合において、納入告知書の納入者欄には小切手に記載された振出人の氏名を記載し、その下に第一当事者等の氏名をかっこ書きすること。

(ｴ)　慰謝料の総額に求償の対象とならない損害賠償額（例えば、慰謝料として支払われた第一当事者の被害財産に対する補償額）がある場合は、上記(ｲ)によることなく、請求者の同意を得て小切手を現金化して求償の対象となる額に相当する額を歳入へ受け入れるものとすること。

(ｵ)　小切手の現金化に当たって、第一当事者等との間に小切手に関する紛争の生ずるのを避けるため、あらかじめ労災保険給付をするときに、将来アメリカ合衆国関係機関より支払われる慰謝料額のうち、求償権に相当する額は政府に引き渡すことの文言を記載した誓

約書を第一当事者等から徴しておくこと。

(カ) アメリカ合衆国関係機関（現在のところ、在日米軍の法務官）から、関係局長経由第一当事者等あて送付されることになっている慰謝料額に対する示談書の送付があったときは、第一当事者等と連絡をとり、その内容を検討確認の上、当該示談書をアメリカ合衆国関係機関へ返送すること。

(キ) 慰謝料の請求に当たっては、補償金請求の場合と同様に支払済補償費請求書等関係書類の写を関係地方防衛局長あて提出すること。

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者で日本国が雇用するもの（すなわち駐留軍等労働者）が、その職務を行うについて不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者に加害した場合は、政府においてその責に任ずるべきものであるからこのような場合の求償権の行使については、すべて上記(1)の取扱いに準ずること。

第５　外国船上において日本人労働者が被災した場合

日本領海内の外国船上において乗組員以外の日本人労働者が災害を受け労災保険給付を行った場合には、通則法第 14 条によれば「事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した地の法による」とあって、わが国の民法が適用されることから、労災保険法第 12 条の４第１項に基づく求償権は加害行為を行った者又は船主に対して行使することとなる。

しかし、船主が外国に居住し、国内に駐在員もなく、営業は当地の代理店が行っているような場合には、当該代理店が損害賠償を取り扱っているとは限らないので、このような場合には代理店と協議を行い、当該代理店から船主に取次を行う旨の申出があったときには、当該代理店を通じて船主に求償権を行使して差し支えないこと。

第６　航空機による災害の場合

航空機事故により災害を被った場合にあっては、当該航空機事故の災害発生地が国内にあるか又は国外にあるかによって求償権の行使の取扱いが異なるので、次の点に留意すること。

１　災害発生地が国内にある場合

災害発生地が国内にある場合にあっては、当該航空機が日本国籍を有するか、外国籍を有するかにかかわらず国内に所在する航空会社（外国航空会社にあっては日本支店または営業所等）に対し、原則として運送約款に定める限度額の範囲内で求償権を行使すること。

２　災害発生地が国外にある場合

災害発生地が国外にある場合であって当該航空機が日本国籍を有する場合は、国内に所在する航空会社に対し、原則として運送約款に定める限度額の範囲内で求償権を行使すること。

なお、当該航空機が外国籍を有する場合は、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（ワルソー条約（昭和 28 年８月 18 日、条約第 17 号））の適用対象となるか、又は当該条約が

適用される場合であっても災害発生地の法律によりわが国の求償権を行使することが可能であるか否か等を調査した上で判断することとなるので、疑義が生じた場合には本省に協議すること。

第７　原子力損害が生じた場合

原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号。以下「原賠法」という。）第２条第２項の原子力損害が生じた場合における損害賠償については、原賠法の規定するところによるものとされているが、原子力事業者の従業員が受けた原子力損害について、その損害の塡補に係る原賠法による賠償と労災保険給付との調整は、次のとおり行うこと。

なお、原賠法にいう原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染された物の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害（身体的損害、物質的損害等の原子炉の運転等と相当因果関係のある損害が含まれるが、原子力事業者自身が受けた損害は除く。）をいう。

１　原賠法による賠償と労災保険法の規定による給付との調整について

原子力事業者の従業員が原子力損害を受け当該従業員又はその遺族がその損害の塡補に相当する労災保険給付を受けるべきとき（以下「従業員損害」という。）は、その原子力損害の賠償については、暫定措置として、原賠法附則第４条第１項に基づき、原則として労災保険で塡補されない損害のみを原賠法の対象とするということが両者間の調整の基本的な考え方である。

したがって、原賠法の側で調整がなされることから、労災保険の側で控除を行う必要はない。

２　労災保険からの第三者に対する求償について

(1)　原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合

上記１のとおり原賠法による賠償と労災保険給付が競合した場合は、原則として労災保険給付を先行することになるが、当該労災保険給付の原因となった原子力災害が第三者の行為により生じた場合、原賠法では第三者（自然人の場合に限る。）の行為により原子力損害が生じた場合でも、当該第三者の法律上の責任は免除され、原子力事業者に賠償責任が集中されることとなっている（原賠法第４条）。

したがって、当該第三者行為災害について労災保険給付を行っても、労災保険法第 12 条の４第１項に基づき代位取得できる、第三者に対する損害賠償請求権は存在しないこととなる。

しかしながら、原子力損害が第三者の故意によって生じた場合については、原賠法に基づく賠償責任を負う原子力事業者が当該故意ある第三者（自然人の場合に限る。）に求償できる（原賠法第５条第１項）こととされていることから、労災保険についても同様に、従業員損害を発生させた第三者（自然人の場合に限る。）に故意のある場合については求償することができることとなっている（原賠法附則第４条第２項）。

なお、この場合の求償は、原賠法附則第４条第２項に基づいて行われるものであり、労災保険法第 12 条の４に基づいて行われる求償権の行使とは損害賠償請求権の代位取得という構成をとらない点において異なるものであるが、実際の求償事務の取扱いについては、労災保険法

第 12 条の４に基づく求償事務に準じて行うこととする。ただし、当該事務を取り扱う必要が生じた場合には本省に協議すること。

(2) 原子力事業者の従業員以外の者が原子力損害を受けて政府が労災保険給付を行う場合

例えば、原子力事業者の関係請負人の労働者が原子力損害を受けた場合については、従業員損害には該当しないこととなる。この場合の損害賠償責任は原賠法第４条に基づき原子力事業者が負うこととなるため、政府が労災保険給付を行った場合は、労災保険法第 12 条の４に基づき原子力事業者に対して求償することとなる。